

第460回（定例）福崎町議会会議録

平成27年3月25日（水）

午前9時30分 開 会

1. 平成27年3月25日、第460回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 12名

1番	宮内 富夫	9番	松岡 秀人
2番	木村 いづみ	10番	難波 靖通
3番	牛尾 雅一	11番	小林 博
4番	城谷 英之	12番	高井 國年
6番	北山 孝彦	13番	釜坂 道弘
7番	石野 光市	14番	志水 正幸

1. 欠席議員（1名）

5番 富田 昭市

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利 雄 主 査 佐野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田 正義	副 町 長	橋本 省三
教 育 長	高寄 十郎	技 監	松尾 成史
会 計 管 理 者	萩原 昌美	総 務 課 長	尾崎 吉晴
企 画 財 政 課 長	福永 聡	税 務 課 長	中塚 保彦
地 域 振 興 課 長	近藤 博之	住 民 生 活 課 長	谷岡 周和
健 康 福 祉 課 長	高松 伸一	農 林 振 興 課 長	井上 茂樹
ま ち づ くり 課 長	豊國 明仁	上 下 水 道 課 長	長澤 茂弘
社 会 教 育 課 長	山下 健介	学 校 教 育 課 長	山本 欽也

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は12名でございます。定足数に達しております。
なお、本日の会議に富田昭市議員から体調不良により欠席する旨の連絡がありましたので、報告をしておきます。
したがって、4番目の通告者の富田昭市議員の一般質問は行いません。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長 日程第1は、あらかじめ通告のありました議員からの一般質問であります。それでは、日程により、通告順に発言を許可いたします。

1番目の通告者は、牛尾雅一議員であります。

質問の項目は

1. 文珠荘の利用促進について
2. 文化センターの老朽化対策について
3. 子育て支援の充実について
4. 「地方創生」に対する本町の取り組みについて
5. 防犯カメラ並びに防犯灯設置について
6. 前回質問について

以上、牛尾雅一議員。

牛尾雅一議員 皆さん、おはようございます。議席番号3番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただき、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず1点目の文珠荘の利用促進についてでございます。

現在の文珠荘は平成9年に新しい施設として開設されて以来、指定管理者の株式会社輝さんのご努力もありまして、老人憩いの家として、老人会、敬老会の会合、総会、また、グループの集まりなどに多くの高齢者の方が年間に何回となく利用されております。

高齢者の方の中には、ひざや腰が弱っておられる方も多くおられます。近年の家庭での生活様式の変化で、食事等はテーブルでいすに座ってされる方が大半でございます。そのようなことから、文珠荘のたたみの大広間を利用する場合、ひざ、腰の痛みから、座ることが苦手というか、苦痛が多いとの声をよく耳にいたします。食事の時間を含めまして、長時間座って過ごすことができにくい高齢者の方々は、利用を控えられるということも聞いております。

地域コミュニティが最も大切ということで、町は自律（立）のまちづくりの事業を初め、多くの施策を展開されております。

高齢者の方々の体の負担を軽くして、より多くの方々に利用していただけるよう、たたみの大広間にテーブル、いすを置くべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

健康福祉課長 文珠荘の大広間は日本間でたたみの部屋でございます。現在、自治会の老人会等でも、多くの方に利用をさせていただいております。

高齢者で、ひざや腰の悪い方もおられ、座ることが負担になる方には、アルミ製で少し足の短いいすを利用させていただいております。現在15台ございます。

27年度では、利用者の転倒の危険や収納を考慮しまして、座る面が低く、また軽量のアルミいすを30台購入する予定でございます。利用しやすいように利便性を図っていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 今その対策というんですか、背の低いいすを用意していただいているということなんですが、基本的に、日常テーブルである程度、普通のいすに座って食事されているということがありまして、たたみの間ですので、直接その高いテーブルとかいすを置くのは、たたみが傷みますのですが、その部分だけ、それでまた特にそういう希望の方というか、全ての方がそのような状態じゃないので、その方のところだけでも、カーペットをひいて、それでテーブル、普通のいすをできるんじゃないかというふうにも思うんですが、その点はどうでしょうか。

健康福祉課長　そういう方につきましては、管理者のほうへ申し出をしていただいて、そういう対応ができる、できるだけそういう対応にはなるとは思いますけれども、現在のところ、今テーブル、大広間でのその通常のテーブル、いすについては、収納する場所ありませんので、宿泊等でも利用するのに非常に便利が悪くなりますので、考えてはおりませんが、またそういうところではアルミのいすで対応していけるのではないかなと考えております。

牛尾雅一議員　今、背の高いテーブルでしたら、収納に場所が要するという答弁ですけれども、私どもの自治会でも背の高いテーブルでも、幅が一緒でしたら、足がちょっと長いので、折り込めばその足がこう入ってしまうので、割と同じ、今も南側の窓際に、板張りのところに、普通座って食事をさせていただくそのテーブルがずっと積んであるんですが、背が高くなっても、ある意味その足が中に入ってしまうので、その物理的に非常にたくさんのスペースが要するというふうには考えられないのじゃないかとも思います。

それとそういういすとかテーブルたくさん置いておると、宿泊のときに邪魔になるというか、転倒して危険とかそんなこともありますのですが、それではその大広間がいっぱいになるような宿泊は年間にどれぐらいあるのか、教えていただきたいと思います。

健康福祉課長　大広間での宿泊の利用者数でございますけれども、26年度で、27年の2月まででございますが、11カ月で宿泊者数は939人、宿泊利用日数は71日です。1回にしますと、13人の宿泊ということになります。また、一月の平均の利用日数では6.5日に1回ということになります。

牛尾雅一議員　大広間というのは非常に広いですので、そんなに端のほうに布団をひいて、休まれるということはないんじゃないかということ、横のほうというか、今も南側に置いてあるので、そういう背の高いいすでも、テーブルでも、そんなにそのスペースとらないんじゃない、それで、いすの場合でしたら、エルデホールでされていますように、10段ほどこうずっと積めるようないすを用意していただければ、邪魔にならないところへ置いていただけるというふうなことも思います。

ですので、ひざが弱っておられる高齢者の方の切なる願いというか、それと、より多くの方々に利用していただくという観点からも、ぜひ前向きに検討していただくということが、ご老人、年寄りの方が非常に喜ばれることですので、よろしく検討を求めたいと思います。

続きまして、現在は利用にお年寄りも自分で車で来られておった方も、高齢になられましたりしますと、直接車でも行けないしということで、10人とかそこらの人数で利用しようとしてしようとしたときに、小型のマイクロバスというか、それが指定管理者の文珠荘にあって、今ちょうど輝さんの社長さんがそういう免許も持っておられますし、迎えに来ていただいたら利用しやすいというようなこともよく聞くんですが、それと夜、一般の方のときでも、今飲酒運転が非常に厳しいというか、当然飲んだら運転できないということで、タクシーで行かれる方もあるんですが、時間的に遅くなったりとか、タクシーが間に合わないというようなときに、それでもマイクロバスがあれば、非常に喜ばれるということで、そういうマイクロバスを、よく私も施設とか行かせてもらっていますと、宝くじからもらっているという名前の書いた、どここの福祉施設とか、そういうようなことでもらっておられます。ですので、文珠荘も福祉施設でございますので、そういうふうなものは宝くじとか競輪・競馬とか、そういう協会とかに申し込むというか、希望していただけないものか、その点

についてお尋ねいたします。

健康福祉課長 文珠荘の送迎につきましては、現在各自治会での敬老祝賀会や老人会単位での利用や、また、ミニデイサービスでの利用につきましては、町のマイクロバスで送迎を行っております。今言われましたように通常の利用では、町のマイクロバスの送迎は行っておりません。

それと、宝くじ等でのマイクロバスの寄附についてでございますが、兵庫県の市町村振興協会が担当しております宝くじ社会貢献広報事業の事業の中で、バス等も含めた助成事業がございます。町としては、この事業ではマイクロバス以外に優先的に実施したい他の事業もたくさんございますので、事業の枠に余裕があれば、申請はしていきたいとは思っております。

現在、文珠荘の運営は指定管理者制度を導入しておりますので、平成28年度からの事業者につきましては、27年度中に公募する予定でございます。マイクロバスにつきましては、運転手も必要になりますので、指定管理者が利用者の送迎等を提案していただけたらと考えております。

牛尾雅一議員 今の答弁でしたら、町が申請をされた場合に、可能性があるということでしょうか。

健康福祉課長 はい、可能性が全くないということではございません。ただ、宝くじ事業で、これも宝くじと同様に、当たるか当たらないかわからないというような事業でございますので、必ず申請してもというところがございます。

牛尾雅一議員 私も宝くじというのは当たらないと思って買っておりませんので、これからじゃあ買うようにしたいと思います。

ぜひ、町がもらっていただいて、町が使われないときには、輝さんのほうにちょっとお貸ししてもらったりすると、次、28年度からまたそういう指定管理者の公募ということで、わかりませんが、そういうふうに貸していただいたら、非常に住民の方が喜ばれるということで、ぜひその頑張ってもらいたいというふうに思います。

次に、食事のメニューなんですけど、これは町内の方、また遠方からでも、年に、文珠荘さんは非常に料理がおいしくて、サービスもよくてということで、何回も同じ方が来られるんです。そしてその春、夏、秋、冬と工夫を凝らしてつくっていただいていると思うんです。しかしながら、その懐石の料理というのを私も思うんですが、てんぷらとか刺身とか、その焼き物という、そういう基本的なものは外せないということで、何かこうちょっと変わっていても、あれ、同じようなものばかりというふうに思われる方もあるんですけど、そこは非常に難しいんですけども、年に何回か来られる方に、春とか、季節によって、ちょっと趣向が変わっているなとかいうふうに、思ってもらえて、また次もというふうな、利用しようというふうに思ってもらおうということが非常に大事と思うんです。

それは工夫を凝らしてつくっていただいていると思うんですけども、町のほうの特産、もち麦を使って料理していただいております。そういうこともあるんです。ですが、それ以外に、また町の特産というか、いいものを町と指定管理者の輝さんとか、一緒に研究をしていただくとかいうふうなことで、より多くの方に喜んでいただけるような料理の工夫があったらいいと思うんですが、そこらのことはどのように思われるか、お尋ねいたします。

健康福祉課長 料理のメニュー等でございますけれども、指定管理者制度を導入しておりますので、メニュー等は指定管理者で考案をしていただくということにはなりません。

文珠荘の料理メニューは特に鍋料理が多く、定番の料理になってしまい、地域

の特色を出せない部分がございます。懐石料理では、2,700円から5,400円と値段に応じて内容も豊富になるとは思っております。

料理では、もちむぎ麵を使った料理では、夏はそうめん、冬は太めんの山かけ、お子様ランチにももち麦クッキー等を工夫されています。リピーターの方には、煮物等のメニューをその都度変更し、飽きの来ないように工夫もされております。

材料が高騰しておりますが、定められた料理の値段の範囲で、料理を減らすことなく努力はされていると思っております。

牛尾雅一議員 今の答弁で、非常に努力していただいておりますということですが、あれだけ多くの方がおいしいというふうにご利用されるということは、非常にいい料理ということですので、少しそれでは工夫を凝らしていただくように、また町のほうからも提案していただきたいというふうに思います。

文珠荘の利用を促進するという事は、町の活性化というか、高齢者の方のつながりとか、それからまた生きがいづくりとか、いろんなことにつながってまいります。

より多くの方々に喜んでいただいて、より多くの方々が利用していただけるように、これからも多様化する老人の方を初め、住民の方々の要望に応じていただける柔軟な町の姿勢を、ぜひ持ち続けていただくことを求めまして、次の質問に入りたいと思います。

次は、文化センターの老朽化対策についてでございます。

文化センターは、昭和46年につくられ、年数も43年経過しておることに加えまして、建設当時は現在と異なり、建設の設計基準等も今ほど厳しいものではなかったのではないかと、私は推測しております。

また、近年行われました文化センターの耐震診断の結果は、不適格施設との判定がなされておりますので、いずれ建てかえということになるんですが、建てかえには多額の費用が、金額が必要となってまいります。

このたび、27年度から29年度の3年間で、公共施設を集約した場合、総務省はその増改築の費用の9割に地方債の発行を許可して、さらに後年度に地方交付税で補填する制度を新たに設けられました。これは、高度成長期に建設されました公共施設の老朽化により、維持管理が難しくなったことに対する、国の地方への財政支援でございます。

文化センターとエルデホールもしくは生活科学センターを複合的な施設として集約すれば、総務省の支援制度に該当するのではないかと考えます。その点について、お伺いいたします。

社会教育課長 議員の言われましたとおり、文化センターにつきましては平成21年度に耐震診断を実施いたしております。その結果、耐震補強が必要な施設という形でわかっております。

そのような中で、この耐震補強も含めまして、基本的には現施設の補修・補強を進めながら、できる限り長期間使用してまいろうと、平成24年度に5,100万円をかけまして、空調の改修工事を実施いたしております。

25年度には、500万円で音響設備の改修、また、新年度の平成27年度には、1,000万円でトイレの洋式化に取り組む予定でございます。

肝心の耐震補強につきましては、今後の長寿命化計画の中で定めていく予定といたしております。

牛尾議員の言われる制度を利用いたしましても、町の負担は50%を超えます。要件も、現在の施設を縮小する必要がございます。計画時には一つの案として

は参考にさせていただきますが、既に多額の改修費も投入しておりまして、基本は耐震補強で進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

牛尾雅一議員 町は24年度に5,000万円、計画的にずっと補修をされてきております。町の方針もよくわかるのでございますが、築43年ということでございます。基本的に古い建物に幾らお金をかけても、投資効果が本当にあるのかという問題点があるのではないかと、私は思います。

今回、国が新たな制度を出してこられましたので、文化センターを将来的にどのような文化施設にしようと考えておられるのか、また、文化センターは約50年もつということでございますので、今度建てられるときは、郡内3町での催しというか、それがあるときのことも考えましたら、建設場所というのは、私の思いですけれども、播但入り口付近の東田原あたりとか、また特に何の施設もない、土地の安い、価格の安い八千種地域での建てかえも検討課題の中に入れてもらってもいいのではないかと、私は思っております。

それらを含めまして、ぜひ検討、研究していただきたいと思っております。

続きまして、次の質問項目の子育て支援の充実についてに入りたいと思っております。

今の日本は急速な少子高齢化による人口減少社会に突入しております。

先日、国の少子化対策大綱案の概要が神戸新聞に掲載されました。それによりますと、少子化の現状は社会経済の根幹を揺るがしかねない危機的な状況と指摘されております。全国的に人口の減少により、児童数の減少に拍車がかかると考えられております。

以前から、本町は子育てしやすい町ということで、町内外にも高く評価されていると思っておりますけれども、さらに子育て支援を強力にし、児童数の減少を食い止め、また、増加を図るためにも、第2子以降の保育料、例えば保育所、幼稚園、学童保育を無料にして、若者の定住促進に向けた取り組みができないものかと思っております。そのことは費用に対し、効果が大きいものと期待できるとの観点から、質問をさせていただきます。

まず、保育料に関してでございますが、国の制度はどのようになっているのかと、そして福崎町の制度はどのようになっているのかについて、お尋ねいたします。

学校教育課長 保育料でございますけれども、国の定めた限度の範囲内でそれぞれの市町で保育料を定めていきます。

保育料の軽減につきましては、国の制度として、多子世帯の保育料の軽減制度が設けられております。幼稚園では、年少から小学校3年生までの子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下を第2子とみなし、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

保育所では、小学校就学前の子どもが対象で、2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下を第2子とみなしまして、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

また、兵庫県では、兵庫多子世帯保育料軽減事業制度が設けられております。多子世帯の満18歳未満の児童のうち、3人目以降に該当する児童の保育所保育料の一部を補助するものであります。月額5,000円を超える保育料に対しまして、3歳児未満では月額5,500円、3歳児以上では4,000円を限度に補助をしております。

福崎町では、基本的にはこの国、県の制度に基づいた対応をしているところでございます。

牛尾雅一議員 非常に複雑というか、ちょっとわかりにくいんですけれども、私思うんですけ

ど、簡単に第2子以降を無料にするということになればと思うんです。

それでお聞きしたいんですが、町内において、無料の対象となる児童は何人ほどで、またその第2子を無料にしますと、どれぐらいの費用負担がふえるのかについて、お尋ねいたします。

学校教育課長 今年度の状況を見てみますと、保育所の児童数は町内で約600人でございます。このうち、第2子に該当する児童数は約130人となっております。

平成27年度の2号、3号利用者負担の平均として2万2,000円、その半額をもとに第2子分の無料化を試算いたしますと、年間約1,600万円の財源が必要となってまいります。1号認定を合わせますと、1,700万円程度は必要になってきょうかと考えております。

牛尾雅一議員 今、答弁いただきましたように、約1,600万円から1,700万円ということでございます。今年度の予算書を見せていただきましたら、認定こども園費のところで、町の一般財源は2億7,205万円というふうにあります。その2億7,205万円と比較しますと、非常に額は大きいんですけども、1,600万円プラスで、その第2子以降無料ということ内外に大きくPRできるということで、非常に町が子育てに手厚い支援を強力に推し進めているということ、内外に知らしめることができます。ですから、非常にその効果が大きいと私は思います。

嶋田町長は近隣の他市町に先駆けて、医療費の中学3年生までの無料化を行われて、子育て支援をされてきました。そのことで、福崎町は子育てのしやすい町ということで、実際に多くの方が転入されておられます。

次にできるというか、していただきたいと思うことは、今国が少子化に真剣に取り組む自治体を支援するというふうにありますので、第2子以降の保育料を無料にすることと、そして親の就労時間体系というか、それは以前というか昔と大分違ってきておりますので、それらに対応できる保育システムを考えていただいたりして、親の子育ての負担の軽減を図って、若い親の方々が安心して子どもを生み、また育てられると思ってもらうことが、とりあえず目の前にある最大の少子化対策ではないかと、私は思います。

子どもを安心して生んで、そして育てていただける環境をつくるのが、今まさに求められております。ぜひ実現をしていただきたいと思いますが、町長のご見解をお尋ねいたします。

町長 牛尾議員の趣旨には賛成であります。しかし、地方自治体といえますのは、その時代、そしてその地域の特性というのを考慮しながら、毎年の予算を編成しているわけでございます。

福崎町の場合は、今言いましたように、ことしは担当課長が答弁をいたしましたような予算づけを行っております。しかし、子育ての環境ということでは、幼稚園という形で6園が同時にスタートする、そちらのほうにかなり重点を置いた施策をとっているわけであります。

したがって、牛尾議員が言われましたような方向をとるときがあるかもわかりませんが、本年度はそういう方向をとっておらず、第5次総合計画が本年度スタートいたしますから、その一番の重点は駅前周辺開発という方向になるわけでございまして、かなりの部分そちらに集中をしているという、福崎町独自の考え方があるということでもあります。

今、国は子育てに大変な配慮を行っているというふうには言われましたけれども、私はそうは思っていないんです。国が本当に子育て支援をやるというなら、自治体が競争させて行うというのではなしに、国全体が一度に保育料が無料に

なる、医療費が無料になるという方針を打ち出せば、これほど全国一斉に子育てが大切にされるという方法はないんです。国のとるべき施策を、地方が競争してやらせるという、新自由主義的な哲学の方針は、私は賛成をしません。子育てが大事というなら、国が地方交付税をどの町にもドンと出してやると、そして国が一度に保育料は無料にする、幼稚園も無料にする、大学も全て無料にすると、そういう国もあるわけでありますから、本当に子育てが大事、教育が大事というなら、国はそうすべきでありまして、国が地方を競争させて、子育てに拍車をかけるというやり方は、本来矛盾をしていると、私はそう思っているわけであります。

したがいまして、地方創生という内容も、つぶさに検討してまいりませんと、地方と地方とが競争させられて、役場の職員も疲弊してしまう、苦勞するだけというふうなことになるように、予算執行においても、制度を確立する上においても、十分福崎町の独自政策を考えつつ進んでまいりたい、このように思っております。

しかし、牛尾議員が言われますように、子育ては賛成です。それなら国が地方交付税をドンと出すか、あるいは国が全体として子育て、大学まで無料という方針を打ち出せばいいのではないかと思っております。

牛尾雅一議員 ともかく国が率先してやっていただく、それはもう一番のことですが、なかなか国がそういうふうにしていただけません。ですから、地方から声を上げて、福崎町はこういうふうに取り組んで、効果も出るということで、福崎町を国は見習わないといけないというふうな観点もございます。ぜひ前向きに考えていただきたいというふうに思います。

次に、今、町長が言われました非常に難しい問題なんですけれども、地方創生に対する本町の取り組みについて、伺いたいと思います。

国におきましては、地方創生関連2法案を可決成立されました。本町として、それに対する具体的な取り組みはいつから、またどのようにされるのか、お尋ねいたします。

企画財政課長 地方創生を推進するために、国が補正予算で地域住民生活等緊急支援交付金を創設いたしました。当町におきましても、3月補正予算に計上したところとございます。その中で、地方創生先行型交付金を活用いたしまして、地方版の総合戦略の策定を求められております。

総合戦略は人口動向を分析いたしまして、人口の将来展望を立てた上で、目指すべき将来の方向を提示することとなっております。

そして、具体的な施策を定めまして、業績評価指標でありますKPIの設定と、その達成度を外部委員を含む委員会を設置し、検証を行うこととしております。

そのため、町では議員や学識経験者、団体、公募委員などを含む14名程度の委員会を立ち上げまして、総合戦略策定の会議を4回程度開催したいと考えております。

委員会の立ち上げの時期につきましては、公募や人選、また資料の作成が必要なために、9月ごろを予定しております。

総合戦略は27年度中に完成を目指しておりますが、策定と並行いたしまして、国の交付金事業でありますとか、当初予算を活用して、空き家施策でありますとか、なっ得商品券の拡充、特産品の消費拡大、観光PRなどといった事業をあわせて進めてまいります。

牛尾雅一議員 とにかく国というところは、急にいろんな施策をパッと出されて、それで予算というか、財源は何百、何千億、これだけで、何件とかいうようなことで、全

ての自治体に回るような施策を出されることはほとんどないというんじゃないかというふうに思うんです。そういう情報を早くくみ取っていただいて、早く手を挙げていただいて、その枠内に入れることが大事じゃないかというふうに思いますので、とにかくその素早い動きをしていただいて、国が地方に振り向けようという予算に合うような取り組みをしてほしいというふうに思います。

それで、志の高い自治体を地方創生特区というふうに国が指定しようとしておられます。人口の流出の歯どめをかける、思い切った町の対策、施策、特区申請のようなことをして、そういう国の地方創生のモデルというか、それに当てはまるような施策を展開されようとするのかについて、お尋ねいたします。

町長 先ほど地方創生について、私の基本的な見解を述べているわけでありまして。

地方創生という場合、憲法に保障されております地方自治ということをまず考えなければなりません。地方は一様ではありません。島もあれば海岸の近くがある。山の中にもある。そういう状況の中におるわけでありましてから、これまでの地方自治という場合は、どんなところに住んでいても、どんな山の中、へんぴなところにあつたとしても、ハンディがあるところにはちゃんとげたを履かせて高くする。全ての自治体が100になるように地方交付税で保障する。スタートラインは別々に置かれていたわけです。100メートル競走をする場合、障がいのある人は50メートル先からスタートさせる。スピードのある健全な人はもともと100メートルを走るといふ制度で進められてきたわけでありまして。

それが地方交付税制度のすばらしい観点であつたわけでありまして、先ほども言いましたように、今は新自由主義の立場に方向をころっと変えました。強いところは勝って当たり前、弱いところは負けてもしようがないという観点での政治運営が行われておりますから、それでは自然的にも資源がない山の中、島国はどうなるのかということでありまして。

そして、予算をつけたから、早い者勝ちで、努力すればいい町になるんですよといつても、山の中の村はどうするんですか。島の中はどうするんですか。創意工夫を生かしたとしても、そんなにいい知恵が出るわけではありません。

ですから、もともとこの地方創生制度は新自由主義の哲学から出ているということもまず押さえる必要があります。それは間違っているということもまず言わないといけないんです。

どんな場所、どんな不利なところにあつたとしても、安心して暮らせる日本、これをつくるためにどうするんだという考えで、政府は交付金を出してほしいということ、これがまず1点です。ここを押さえないと、政治は、地方自治は前に進まないと思います。

その次に、今言われましたように、それでも国が出してきた制度があるわけでございますから、そこには創意工夫をして、早くもらいに行くという努力をしなければならぬわけでありまして。

以下の答弁は担当課長が行います。

企画財政課長 総括的には町長が申し上げたとおりでございますけれども、地域を絞って規制を緩める国家戦略特区につきましては、平成26年度に養父市が農業委員会の事務などの規制緩和で国家戦略特区を受けましたけれども、今ご質問の地方創生特区につきましては、この国家戦略特区の枠組みの中で、地方の新規産業や雇用創出を目指す新たな特区制度となります。

地方創生特区の指定の基準でございますけれども、経済的、社会的な効果、国家戦略特区を超えた波及効果、またそのプロジェクトの先進性、革新性、自治

体の意欲、実行力、実現可能性などが問われてまいります。

当町に当てはめて考えたときに、現在のところ、人口流出に歯どめをかける決め手となる施策と、それを実現するために必要な規制緩和が思いつかないのが現状でございます。

これから地方版の総合戦略を策定いたしますので、そのような視点も十分考慮し、検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

牛尾雅一議員 非常に難しい問題でございますので、鋭意努力していただきたいというふうに思います。

命が大切と、町長も常々言われるんですけども、もし悪いところが体にできれば、安心してお医者さんに診てもらえるということが非常に大事と、一番に大事というふうに言われております。

それで、町内に総合病院があればいいんですが、それは非常に難しく、できないことでございます。町内には開業されております医院がたくさんございます。

高齢者の方、普通の方もなんですけれども、内科とか眼科、皮膚科とかいろんな、別々というんですか、地域地域に以前から地域のお医者さんがされてるんですけど、例えば町内に、町がいろんなこの地方創生に絡みまして、特区とかゾーンとか決めるとかいうようなことを盛んに新聞紙上なんかでも見ますので、町が医療ゾーンというか、今は文化ゾーンがあるんですけど、今度は医療ゾーンというふうなところを、町が設定していただいて、そこに将来ずっとお医者さんが集まっていたかのような、そういうふうなことも考えられないことはないのではないかと思います。

大変難しい問題ですが、利用される一般の方がそこへ行けば、眼科も診ていただいて、帰りにまたちょっとひざも痛いので、その外科というんですか、整骨とかそういう方も一緒に寄れるとか、そういうことで、非常に住民の方が暮らしやすい町になるんじゃないかというふうに私は思っております。

です、そういう特区というか、町がそういうふうなことは考えられないのか、お尋ねいたします。

企画財政課長 ご提案の、開業医を1カ所に誘導するということでございますけれども、これにつきましては特に特区の申請は必要ないと考えます。町の誘致施策の一つになると思います。

既に多くの開業医がある中で、1カ所に医院を誘致するというのは難しい問題であると思っております。

また、総合病院につきましても、今、姫路市と連携を進めております、連携中枢都市圏の活用、姫路市の、JR姫路駅東側の開発地に、総合病院が建設される予定となっておりますが、そういったところを連携して、活用しやすくするというのも、この連携の目的の一つでございますので、そういったことも進めてまいりたいと考えております。

牛尾雅一議員 医療というのは大変難しい問題であるということは重々承知しております。また、医師会の先生方のご意向とか、そういうこともございますし、私も含めまして、これからの検討課題というふうにしていただきたいと思います。

続きまして、次の項目の防犯カメラ並びに防犯灯の設置についてでございます。

最近、子どもの命が奪われるという痛ましい事件が多発しております。そのようなこともありまして、兵庫県は防犯カメラ設置に特に力を入れておられます。そういうこともありますので、当町としての、これからの取り組みはどのようにされるのか、お尋ねいたします。

住民生活課長 現在、県のほうが平成26年度から防犯カメラの設置補助金の事業を行ってお

りますが、町におきましても、自治会が県の補助事業等を活用されて、防犯カメラを設置される場合、自治会公共施設整備事業補助金によりまして、20%の補助を行っているところでございます。

牛尾雅一議員 自治会内でしたら、自治会が当然ですが、自治会と自治会の境界のところとか、そういうところも危ないところがあるんじゃないかというふうに思うんです。ですから、そういうところは、町が実際ずっとこう見て回られまして、いやここちょっとあればいいのになというふうに、思われるところでしたら、どこの境界のところでも、自治会の所属とか、所有のところでございますので、自治会から申請していただきますと、県が8万円の補助ということでございますので、申請は自治会にさせていただきますと、指導とか、こうしたらいいんじゃないのというふうなことで、町から働きかけていただくことが、危ないところに町内において防犯カメラの設置が進むんじゃないかというふうに、私は思います。

ですから、完全にその自治会任せということじゃなしに、町も子どもも含め、全ての方々の安全のために、そういう取り組みとか、そういうことを検討していただきたいと思っております。

その防犯カメラ設置の目的は、犯罪を未然に防ぐということが、設置の目的でございますので、不審者がカメラに写っていないかなどを、定期的に確かめると、そして、もしそのようなことがあったら、いち早く住民の方に知らせることが大事でございます。その防犯カメラの解析とか、調べるとか、そういうふうなことについては、町と自治会との関係とか、町の指導とかそういうものはないのか、お尋ねいたします。

住民生活課長 防犯カメラの設置につきましては、町の防犯協会で行っていただくか、自治会等が設置をされておりますけれども、町としまして、分析等の指導等につきましては、特に行っておりません。それぞれの設置者につきまして、運用基準等を定められておりますので、その中で、記録の管理をされているということでございます。

牛尾雅一議員 そうすると、自治会が定期的に見られるということ、推奨とか、当然見られると思うんですが、不審者、変な車がずっととまるとかということになりますと、町のほうと相談して、いち早く住民の方に知らせていただくような体制をとっていただきたいと思っております。

そしてその次の、防犯灯に関することでございますが、現在、その防犯灯がいろんな事情からなくて、危険な箇所がないのか、お尋ねいたします。

住民生活課長 町内の全ての道路に防犯灯ですとか道路照明というのは設置できているわけではございませんので、防犯灯や道路照明がなくて暗いというところはございます。

しかしながら、防犯上危険なところ、また自治会から防犯灯の設置要望があった場合につきましては、防犯灯の設置基準に照らし合わせまして、防犯灯の設置をしているところでございます。

牛尾雅一議員 今その設置基準の答弁があったんですが、その設置の基準というのはどのようにされているのか、お尋ねいたします。

住民生活課長 町が設置します防犯灯につきましては、集落と集落の間で、暗く見通しの悪い場所や、通学路上で学童・生徒の登下校の安全のために必要であると判断する場所、おおむね電柱2本に1基を設置することとしております。

牛尾雅一議員 その基準どおりに設置がされていない場所というのは、あるんでしょうか。

住民生活課長 先ほども申しましたように、全ての暗いところでは設置できていないところも

あるとは思いますが、そういう防犯事案、もしくはその集落等の要望に基づきまして、設置を行っているというところでございます。

牛尾雅一議員 私はその東大貫に住んでいるので、よく役場方面から家に帰るんですが、ちょうど大門と西大貫のその境というんですか、エッソのガソリンスタンドのところの東側、松岡さんが営業されているときは明るいです、9時以降になりますと、そこがもう真っ暗になりますし、最近セブンイレブンができています、そこまで行くと明るいです、それまでの県道の北側ですか、そこがずっと真っ暗なんです。

ですから、あそこは歩道の段差もありますし、暗いということで、自転車でもこけた、危なかったとか、よく聞くんです。ですからその、自治会の要望もあるんですが、その村と村との間で、直接のいうことで、区長さん方も、そこまで言われないかもわかりません。そういうところは、町のほうから、ここでいうふうなことを指導というんですか、自治会のほうからこう要望はしてないですかというふうな働きかけがあれば、と思いますが、その辺のことをお尋ねいたします。

住民生活課長 具体的にその防犯灯の必要性ということがございましたら、自治会とも話をさせていただいて、現場の確認、状況の確認もさせていただいた上で、設置の検討ということでさせていただきたいと思います。

牛尾雅一議員 その防犯灯というのは、ただ単にその防犯、犯罪防止という目的だけでなく、生活安全灯という意味もございまして、暗がりをお知らせしていただきますと、高齢者の方が夜ちょっと歩かれるときに、またその自転車の通行の方にも、大変重要でございますので、取り組みを求めておきたいと思います。

続きまして、6点目のというか、前回質問いたしました東部工業団地の拡張についてでございますが、市街化調整区域での土地の利用の見直しということで、県の承諾が必要で非常に難しく、できないという回答でございましたけれども、福崎町の企業の方が会社を大きくしたい、福崎でぜひその企業活動をしたい、必ず福崎町にも貢献したいというふうな企業がおられて、申し出があったとも聞きます。

その工業団地の拡張が、難しいということでございます。そこは以前、ほ場整備もしていただいてまして、優良農地ということでございます。ですが、現在は山すそということで、いろんな事情で、皆さんが優良農地を利用して、農業を一生懸命される状態でもございませぬ。

ですので、時代に変化に即応した町の取り組みが、今、国が進めようとしてあります、人口減少とか、その工場ができることによって、雇用とかまたいろんな町の活性、そこでまた従業員の方が近くに、町内に家を建てて住まわれるということもありますので、その全てにつながると思うんです。

それで、ほ場整備をされました優良農地として残しておかねばならないというように、県は、国は考えて言われます。それでは、そのようにその場所が優良農地として使えるというふうにも、その耕作者の方が作物をつくる意欲が湧くような、農業政策というものを県や町は指導をしていただく義務があるんじゃないかと思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

農林振興課長 今、議員が言われましたような優良農地を守るために、県や町におきまして、地域の農地は地域や集落が5年後、10年後における将来をみんなで考えるというような、人・農地プランの作成を推進しているところでございます。

そういった中で、相談していただければと思っているところでございます。

牛尾雅一議員 ぜひその個人で耕作する方法がわからないというんですか、耕作しても収穫前

に有害鳥獣によって、もう収穫ができなくなるとか、いろんなその耕作できないような事情もございます。ですから、いろんな法律というんですか、決めごとといいますのは、みんなが住みやすく、幸せになるためにつくられているものじゃないかというふうに私は思っております。

工業団地、東部工業団地の拡張というのは、いろんな意味からも、町にとっても、いいことではないかと考えますので、町当局の熱意ある取り組みをこれからも求めまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長 以上で、牛尾雅一の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。

再開時刻を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次、2番目の通告者は木村いづみ議員であります。

質問の項目は

1. AEDについて

2. 観光振興について

以上、木村いづみ議員。

木村いづみ議員 議席番号2番、木村いづみです。一般質問の通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、AEDについてでございます。

皆さんもご存じのとおり、自動体外式除細動器であり、心室細動を起こした人に電気ショックを与えることで、正常なリズムに戻すための医療機器であります。

病院外での心停止は全国で年間2万から3万件あると言われております。その多くは心室細動であり、高齢化により、今後さらにふえると予想されております。処置が1分おくれるごとに10%ずつ救命率が低下すると言われております。

AEDの使用は、以前は医師のほか、救急救命士や飛行機の客室乗務員などに限られていましたが、2004年7月から一般市民でも使用できるようになり、救命率もその後の社会復帰率も向上しております。

人の多く集まる場所を中心にAEDは設置されておりますが、町内の学校、幼稚園、体育館、グラウンド等の施設に、AEDは設置されているのでしょうか。

また、このたび完成したさるびあドームには設置されておりますか。

総務課長 必要などころには設置していると考えております。

また、さるびあドームについては、27年度予算で設置する予定です。

木村いづみ議員 今はまだ設置がされていないというところがございますか。

総務課長 はい、そのとおりです。

木村いづみ議員 何月ごろ設置予定になりますか。スポーツフェスティバルも4月に行われると予定されておりますが。

社会教育課長 体育館には貸し出し用のAEDを置いております。随時それを持っていくようにはさせていただきます。

木村いづみ議員 自治会の公民館や会社等も含むと、町内で何台ぐらい設置されているのでしょうか。台数わかりますでしょうか。

総務課長 町内に何台設置されているかというところまでは把握できておりませんが、

町の公共施設では38台設置されております。

また、自治会では4台が設置されております。

木村いづみ議員 各自治会の公民館とか、特に多くの方が利用されますし、高齢者の方もお集まりいただくとお思いますので、早期に自治会の公民館等は設置していただけるようお願いしたいとお思います。

また、各戸配布のハザードマップに、AEDを設置されている箇所を載せることにより、ふだんから災害や緊急時に迅速に対応できるように、避難所の確認とあわせて、AEDのある場所を知っておくことが重要かと思われまます。

教育施設の職員や町職員、臨時職員、嘱託職員はAEDの講習を受けられているのでしょうか。

総務課長 今年度につきましては、役場庁舎での避難訓練などにあわせまして、職員対象のAEDの講習会を実施いたしました。

木村いづみ議員 昨年度から、女性委員会においても、AEDの講習を取り入れていただいております。毎年自治会の女性委員の方、33名の方がAEDの講習を受けられています。これが10年続きますと、約330人の方がAEDに触れたこととなります。

AEDというのを知っていても、実際にAEDのふたを開けて、触れられた方は少ないとお思いますので、とてもいい取り組みだとお思いますので、今後も女性委員会においては、AEDの講習を取り入れていただきたいとお思います。

ことしに入りまして、日赤奉仕団でAEDの講習を受けたときに、このようなキューマスクをいただきました。これぐらいの小さいコンパクトなもので、広げますと、こういう形になるんですけれども、キューマスクは多分商品名だと思えます。人工呼吸用携帯マスクであります。一方向弁付呼吸吹き込み用具であります。

黄色の部分で傷病者の口に差し込み、上から息を吹き込むものであります。傷病者の口の周辺に出血や嘔吐があった場合、直接触れることなく人工呼吸を行うことができるマスクです。感染予防、防止等もできるものでありますので、とてもコンパクトなものですから、かばんに入れて持ち歩いても決して邪魔になるものではありません。

今後、AED講習を受講された方に、このキューマスク、1個約350円くらいのものでありますから、ぜひとも受講された方に配布、無償提供いただきたいとお思います。

また、AEDのケースの中にも、一、二個これを入れていただければ、すごく便利ではないのかなとお思います。

また、女性委員会のAEDの講習のときにでも配布いただけたらなとお考えております。

以上で、AEDについては終わります。

次に、観光振興についてです。

昨年は河童が大変話題になり、黄色の河太郎1号機から、さらにバージョンアップされた赤色の河太郎機2号、冬には青色の3号機が出るのかと期待しておりましたが、とうとう春が来てしまいました。

今、河太郎1号機はどうされているのでしょうか。

地域振興課長 水中から出てくる河童につきましては、河次郎と申します。

木村いづみ議員 河次郎のほうですか。

地域振興課長 1号機、これは塗装面にちょっと傷みが出まして、取りかえて、2号機で今、運行をしております。現在その製作した会社のほうで保管をしております。

今後、また塗装等のやりかえをしながら、時期を見て、また入れかえを考えたりはしています。時期的にはまだ未定でございます。

木村いづみ議員 河次郎1号機が復活もあり得るということで、よろしいでしょうか。

河次郎も四季に合わせて変えることによって、1号機を見るのがまたできると思うんです。まだ1号機を見ておられずに、2号機の赤色から見られている方も多数いらっしゃると思いますので、またそのもとの、初代1号機を見に来られる方が多くまたなると思いますので、できるだけ早く1号機の復活を願います。

また、製作された理事者側のほうも、多分製作段階から大変だったと思うんです。思い入れも大きいものだと思いますので、1号機は大事にしていきたいと思います。

さて、田尻交差点と中道線突き当たりの看板に食と遊のふれあい特産館、もちむぎのやかたと書いた看板が立っているんですけども、今でこそ看板に書いてある遊の文字は遊び心満載の河童を示しているように思われますが、設置当時のあの看板のコンセプトをお聞かせください。

地域振興課長 もちむぎのやかたの建設当時におきましては、福崎特産のもち麦を使ったもちむぎ麵、こういった地域の特産物の販売、それから、都市から来られる方を対象にゆとりを提供するというので、そういった考え方で建設をしたものでございます。

コンセプトとしましては、製造工程を見ていただいて、つくりたてのめんを食べていただいて、そしてお土産に買っていただきながら、ふれあっていただくという意味で、看板のようなキャッチフレーズを打ち出したものでございます。

木村いづみ議員 あの看板を見た感じ、食べるころと、子どもが遊ぶところがあるのかなと思われる方が多いと思うんですね。

また、中道線突き当たりのほうの看板は、ある日は南側に傾いていたり、別の日に見ると北側に傾いていたり、安全面で大丈夫なんでしょうか。

地域振興課長 私の見る範囲ではそう南に傾いたり、北に傾いたり、動いているというふうには見ておりません。現地も確認しましたが、揺すってみましても、そう揺れるものでもございませんので、安全性については問題ないと考えております。

木村いづみ議員 あの看板の塗り直しとかは予定されておりますか。

地域振興課長 現在のところ予定はしておりません。ただ、設置が平成8年でございますので、20年近くたっております。一定の広告の機能というんですか、そういったものは果たしているのではないかと思います。

中道線の電柱なんかにも、小さな看板も立てているんですけども、そういったものを含めまして、見直しが必要かなという考え方もしております。

町としましても、道路の中で案内標識等も設置しながら、もちむぎのやかたに誘導するような施策もとってきておりますので、そういった面でまたもちむぎ食品センターのほうには、そういった意見もあるし、撤去も含めて考えてみたらどうですかということでは、持ちかけていきたいと考えています。

木村いづみ議員 設置されてもう20年ということで、十分に安全面に注意していただいて、看板の文字もちょっと剥げかけたような感じになっていますので、塗り直し等も考えていただいて、今のもちむぎのやかた周辺に合ったようなキャッチコピーにしていきたいと思います。

今は多分、遊という文字は、遊び心満載の河童も意味していると思うので、合っていると思うんですけども、もし変えられるようであれば、今の辻川山、もちむぎのやかた周辺に合ったようなコンセプトのキャッチコピーを明記して

いただきたいと思っております。

また、多くの方がもちむぎのやかた周辺を訪れられておりますけれども、観光客の滞在時間は平均どれぐらいになっていますか。

地域振興課長 具体的な統計等はとりようもないんですけれども、早い方でしたら、本当に河童だけ見て帰られるという方がおられます。ただ、河童を見られて、もちむぎのやかたに寄られたり、また記念館ですとか、生家、歴史民俗資料館などを見学される場合、また、辻川界隈の観光ボランティアガイドがごいますので、そういったガイドを利用して散策をされますと、長い方で3時間から4時間程度おられるのではないかと、思っております。

木村いづみ議員 また、今後、天狗設置をされますけれども、天狗設置以降の滞在予想時間はどれくらいになると考えておられますか。

地域振興課長 天狗の昇降装置につきましては、辻川山の山頂に設置する予定としております。ですので、鈴ノ森神社から北野天満神社まで、この学問成就の道を散策していただきながら、山頂で天狗を見ていただけるのではないかと思います。

こういった流れを見ますと、約1時間程度は長くなるのではないかと考えております。

木村いづみ議員 滞在時間が伸びることにより、観光客が使うお金もふえると期待したいものですね。また、びっくり、どっきりだけじゃなく、癒しの空間も必要だと思います。四季折々の花き、3月の梅、4月の桜、藤やツツジ、サルスベリ、木蓮、河童の池のあの上の池、今何もない状態になってるんですけれども、そこにショウブなど、一度植えれば毎年咲くような花きを植樹したり、花のない時期は、以前、北山議員が委員会で提案されていたように、LED電球によるイルミネーションも集客アップにつながるのではないかと思いますので、検討していただきたいと思います。

また、もちむぎのやかた周辺を訪れる外国人の観光客は全体の何%ぐらいおられるのでしょうか。

地域振興課長 観光入り込み数そのものにつきましては、一定の要件を満たしております主要な観光地ですとか、観光施設、それから主なイベント、こういった来客人数をカウントしているところでございます。

しかしながら、これらの人数の中で外国人が何人かというカウントはなかなかできないかと思います。

特にまた外国人の判断というのが、なかなか見た目ではできないと思うんですけれども、もちむぎのやかたにちょっと聞いてみますと、感覚的には月に数人程度かなというところでございますので、%で申し上げるほどの割合はないのではないかと思います。

木村いづみ議員 昨年、山桃忌の際に中国雑伎団の公演がエルデホールでありましたよね。無料だったこともあり、福崎町内に住んでおられる中国の方も多く見に来られておられました。

公演前に司会者が、公演中の注意事項として写真撮影禁止を言われておりましたが、言葉の違いから理解できなかったのではなかろうかと思っておりますけれども、フラッシュをたいて、中国の方が多く撮影されておられたんですね。そのときに、英語、中国語によるアナウンスが必要ではなかったかなとは思いましたけれども、もちむぎのやかた周辺や、これから設置する天狗のところの注意事項にも、英語や中国語での注意事項を書いた標識が必要かと思われま。

新たに設置される天狗とおみくじですが、ひいたおみくじを周辺の木の枝やフェンスに結ばれると思いますが、天狗周辺の環境保全について、何か対応策は

考えておられますか。

地域振興課長 この天狗の昇降装置につきましては、一応河童と同じように30分おきに昇降させる予定としております。その時間帯とは別に、単発的に昇降させるスイッチを入れる仕組み、これをおみくじに模した機械で導入できればということで、あのような図面を出しているところでございます。

ただこの中身、おみくじの中身については、まだ具体的な検討はしておりません。今後の検討なんですけれども、天狗の昇降装置は、お宮さんの鳥居に模したもので、赤く塗る予定としております。

おみくじも、そのような神社にあるようなおみくじそのものにするわけにもなかなかいきませんので、どういった中身にするのか、どういった言葉を書くのかということです。

それからその材質につきましても、そういう神社のおみくじのような紙質のものがいいのか、持ってかえて飾れるようなもの、また、身につけておくようなものがいいのか、そういったことも含めて、検討はしていきたいと思っています。

木村いづみ議員 できれば、山の山頂でもありますし、ごみにならないような、持ち帰っていただくような、そういったおみくじを検討していただきたいと思います。

また、天狗設置後の目標観光客数は何人ぐらいとお考えですか。

地域振興課長 観光入り込み客数の目標ということなんですけれども、第5次総合計画の中で、そういった数値目標というのを挙げております。一応、平成30年ですか、目標年次で25万人としておるところでございまして、実は今年度既にこの河童の集客効果によりまして、かなりふえております。この先ほど申し上げました観光入り込み数の対象施設、これにつきましても、その辻川山公園ですとか、柳田國男・松岡家の記念館、それから歴史民俗資料館、この三つの施設が新たにカウントの施設として追加することができております。これで、今年度の見込みとしましたら、30万人を超える見込みなんですけれども、これまでは大体年間23万から24万人程度だったものが、30万人を超えるという数字になっております。天狗の装置ができてからということなんですけれども、そもそも今年度の数字が一過性に終わらないように、30万人以上をずっと継続できるように、取り組んでいけたらなというふうに考えています。

木村いづみ議員 もちむぎのやかた周辺を含む観光地、今まで以上に多くの観光客が訪れてにぎわい、そして町が活性化することを願います。

今、縁結びにまつわるところが若い独身世代の方の観光スポットになっています。福崎町に縁結びにまつわる話や場所を、これからともに研究しつつ、町のパワースポットとなっていくものをつくっていきたいと思っています。

短いですが、今回は以上で一般質問を終わります。

議長 木村いづみ議員の一般質問を終わります。

次、3番目の通告者は石野光市議員であります。

質問の項目は

1. 道路管理と整備について
2. バリアフリーの推進について
3. 食育の推進について

以上、石野光市議員。

石野光市議員 議席番号7番、石野光市であります。通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

第1の項目は、道路管理と整備についてであります。

近年、救急車、消防自動車の大型化が進み、集落内の町道、特に集落への出入り口について、改善が望まれる箇所がないか、防災・減災対策を進める上でもチェックをし、リストアップして、改善を計画的に進めるべきではないかと考えるものですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 議員ご指摘のように、出入り口だけではなく、幅員の狭い道路では緊急車両の通行や、また方向転換ができないという路線もあるところがございます。

現在におきましては、用地の協力が得られたところから拡幅でありますとか、待避所設置などの改修を進めております。

集落内の道路につきましては、現状、各集落で把握されていると思われまので、改修の優先度でありますとか、また、用地の提供も含め、地元協力がなければできないところでもありますので、また、道路の等級によりまして、地元負担等も伴いますので、今後も集落の要望に基づきまして、改修、整備をしていきたいというふうに考えております。

石野光市議員 集落からの要請というのか、要望というものが上がってきてから考えていくということのようであります。

一方で、救急車の出動要請などは、夜間の見通しの悪い、そうした時間にも十分起こり得て、実際にその救急車は来たけれども、入っていくのにも困難であったりとか、患者さんを収容した後、出ていくのにその出口というんでしょうか、大変難儀をして、時間がかかってしまったというふうな事例も聞いたところあります。

ぜひ、行政の側からも、区長会などを通して、こうした問題について、やはり積極的な改善を目指していきたいという姿勢を示していただいて、そういう呼びかけを行っていくということも、今必要なときだというふうにも思うものですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 救急車が入って困ったということがございますが、これも駅前のほうから1件聞いております。これにつきましては、27年度事業に取り組む予定で進めております。

いずれにしても、先ほども言いましたように、用地等の協力がなければ、そういった改善ができないということもございまして、区長会等で呼びかけとか、そういったことを案内しながら、進めていきたいというふうに考えております。

石野光市議員 やっぱり防災・減災と、救命救急というふうなことを考えるときに、大変重要な問題だというふうにも考えております。

西光寺の東に位置する西野々で公民館に隣接する、Y字型の3差路が、直角に交差する形に改善されたということ、大変大きな意味がある、懸案の課題が一つ改善されたというふうにも思っております。

こうした事例が、広く紹介されるというんでしょうか、やはりそういう方向が目指されていくということが必要だというふうにも思っております。こうした面、引き続きご精励を求めたいというふうに思います。

町道699号線、中道線から分岐して、田原小学校の北側を東部学童保育園まで向かう道路でありますけれども、この道路の東端の部分から、第2グラウンド沿いに北へ進む道路は、町道認定されていませんが、一般車両の通行が多くありました。現在、平日の昼間は田原小学校体育館の建設工事のため、通り抜けが制限されているようであります。

この間、いわゆる体育館の工事期間中に、この区間の整備、管理のあり方について、十分な検討が行われるべきではないかというふうに考えるものですが、

いかがでしょうか。

学校教育課長 ご指摘の区間につきましては、学校用地の一部となっております。町道として認定はされていません。ただ、過去から、東側住宅地の一部の住民の方が、生活道路として使用されておりました。今回の工事期間中も影響が大きいということで、通行の制限はしておりません。注意をして、通行してもらおうようにしております。

また、それ以外の一般車両が通り抜け道路として多数使用しているということはないというふうに考えております。

石野光市議員 表示がされていないということには問題があるというふうに思います。短時間のうちに見ておりましたが、郵便局の赤塗りのワゴン車でありますとか、そうした一般の道路が町道というふうに考えて通っているのかなという感じで、やはり通行されているのを見かけるわけです。

これは何もやはり通学路としての明示、表示というものが欠けているということが大きな問題だと思います。通学路の安全見直しというふうなことが、数年前から言われておりますけれども、とりわけ北のほうの、いわゆる上井郷の、水路にかかっている橋の部分などは、通学の子もたちと自動車と同時に通行するというようなこと、大変好ましくないというんでしょうか、危険な場面だというふうにも思っております。

小学校、幼稚園、学童保育園への、通学のためのいわゆる通学路として、引き続き教育委員会の管理とされるにせよ、町道として管理をするにせよ、通学路としての表示はできるはずだというふうにも思います。徐行を求める標識や、主な通学時間の通行を、やはり見合わせていただく、そういう要請、通行をしないように要請するような標識というのは、やっぱり通学路の安全という点から、当然設置するべきだというふうに思うのですが、この点でいかがでしょうか。

少なくとも、現行のように通学路としての明示がないというような状況は改善されるべきではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 これまでの経緯から、この区間を通行止めとすることは、近隣の住民の方への影響があるというふうに考えられます。

ご指摘のように通学路であることを周知する表示板等を設置する方向で、検討を進めていきます。

石野光市議員 ただいま申し上げましたように、道路の幅員の問題、特にその北の部分の町道と接する橋の部分など、やはり危険だなどというふうにも見受けるわけです。木の植栽が行われておりますけれども、地元との協議も十分意見も聞きながら、やはりその水路等に隣接して、そういう木の植栽があることによって、水路に落ち葉等が堆積して、結局それが水の流れを悪くして、大雨が降ったときにいろいろと問題を起こしていくということも十分考えられるわけでありまして。

やはり今そういうふうな面で、治水でありますとか、防災ということも大きく叫ばれている時期であります。町有地で、町が管理しているところで、やはりそうした面についての配慮をしっかりと行って、改善を進めていくという、行政がそういう姿勢をやはりきちんと治水でありますとか、そういう水路への配慮というものを十分行っていくということも必要だというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

学校教育課長 今の水路際に生えている樹木のことではないかと思うんですけれども、この件につきましては地元、また関係者と、それらの影響が大きいのかどうかも協議しながら、必要であれば対策を進めていきたいと考えております。

石野光市議員 そうした町が管理するような木については、特に強風が吹いたときなどに倒れたり、あるいはその葉っぱが周辺の民家にも飛んでいくというふうなことがあって、やはり水路への影響でありますとか、さまざまな面で十分な、より安全で適正な方向の管理を目指していくと。木というようなものは、いったん植えると、一定こう大きくなって、結局はだんだん問題点が出てくるというようなこともあるようです。その辺でも十分地元のご意見もお聞きしていただきながら、検討を進めていただきたいというふうに思うところです。

続いて、バリアフリーの推進について、お尋ねいたします。

団塊の世代と呼ばれた人たちがだんだん高齢化されて、本当にこうさまざまな面での配慮を一層要請されている、そういう時代に差しかかっているというふうにも思います。

町内にある、町教育委員会の施設での洋式トイレの整備状況は、どのようになっているのでしょうか。全体をリストアップして、整備の状況を一覧できるようにして、計画的な整備や数値的な管理を行い、目標と到達状況などを議会にも公表していくというふうなことがふさわしいのではないかとこのふうにも思うものですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 学校施設のトイレの洋式化につきましては、小学校では全体で35%、中学校では11%となっております。今後の改修につきましては、学校施設の長寿命化大規模改修の中で、目標の検討をできれば進めていきたいと考えております。

こういう計画を策定した場合には、また、所管の委員会等で報告をさせていただきますと思います。

石野光市議員 学校だけでなく、総務課の管理でありますとか、農林振興課が春日ふれあい会館とかというふうにあると思うんです。やはり個々のものを別々にするというよりも、全体としてのリストアップというふうなものについて、いかがでしょうか。

総務課長 役場の本庁舎の洋式トイレの整備状況なんですけれども、全部の一般のトイレが12個あります。それから、多目的が1あるんですけれども、12のうち洋式化しているのが8、和式が4、多目的はもう洋式化しておりますので、13分の9が洋式、13分の4が和式の状況でございます。約70%ぐらいが洋式化もうされておまして、庁舎といたしましては、もうこれで整備ができていくというふうに思っております。

それから、この全体の管理という面なんですけれども、またこれは全体で調整した中で、所管の委員会で報告させていただきたいと、このように思います。

社会教育課長 社会教育施設の改修状況でございます。新年度で、洋式トイレの改修を計画いたしております、これによりまして、社会教育施設の和式トイレの半数は洋式トイレになるというような状況でございます。

総務課長 先ほども申し上げましたように、町施設、教育委員会施設、また一般の私ども首長の関係の施設でございます。また、まとめて所管の委員会で報告をさせていただくという方向で進めさせていただきたいと思っております。

石野光市議員 東部工業団地にある公園のトイレ、これもまちづくり課ですか、それぞれしっかりとリストアップしていただいて、農林振興課で所管されている春日ふれあい会館ですか、しっかりと抜けのないようにリストアップして、目標、計画を持って、取り組んでいただきたいというふうに思います。

バリアフリーということが、そういう障がい者だけでなく、高齢者の多くの方がやはりだんだんとそういうふうな洋式トイレを求められるという状況でありますので、一層のご精励を、この点でも求めておきたいというふうに思いま

す。

農林振興課のほうでは、キャンプ場でありますとか、またその七種のほうでも、いわゆる屋外のトイレ等もあると思います。全てが全て、なかなか難しいというふうにも思いますけれども、やはり、急ぐところから整備が図られていくということが必要だというふうに思っております。

本当に抜けのないようなリストアップの仕方で、丁寧に進めていただきたいと思いますというふうに思います。

高齢者が転倒されて、手や足、腰を骨折される例を、近年見聞きする機会がしばしばあります。高齢者の方の場合、入院による精神的な負担や、身体的な面でも負担が大きく、入院前の生活に復帰するのは困難な場合、要介護度が進む例も多いようであります。歩けなくなるという事例も、残念ながらまま起こっているようであります。やはり、歩けなくなるということが、日常生活においても、大きな支障になって、要介護度も進みますし、健康を維持、増進していくという点でも、本当に重大な支障になるということでもあります。

転倒防止のためのふくろう体操等の取り組みも、積極的に取り組まれています。が、道路、歩道、歩道に隣接する溝ぶたの格子の目の細かい、すべりにくいものへの交換など、各施設、建物の玄関、廊下などでの転倒防止の取り組みは、民間の協力も得ながら、全体として一層の充実が望まれると考えるものです。

以前、中道線のゾーンで歩道を中心に安全性を高める取り組みも実施された経緯があります。中島井ノ口線の全線開通のもとで、新たにゾーン設定を行って、歩行者の安全性を高めるバリアフリーを推進していく、その点で、施設、店舗等の協力も得て、利用者の一層の安全・安心を推進していく、こういう取り組みも重要というふうに思います。いかがでしょうか。

健康福祉課長 施設、店舗等のバリアフリー化についてでございますが、施設、店舗等を新築する場合には、兵庫県の福祉のまちづくり条例というのがございまして、この規定によりまして、店内のトイレまた手すり、スロープ等条例の基準により、バリアフリーの整備が義務づけられておりますので、それを推進しているところでございます。

石野光市議員 役場のすぐ隣にある郵便局の溝ぶたについては、従来の格子の目の粗いものが今も使われているというふうなことで、やっぱり郵便局に要請をするなりして、改善が図られるべきだというふうにも思うのですが、その辺のことはいかがでしょうか。

まちづくり課長 現地のほうを確認させていただいて、道路施設であるか、またその郵便局の施設であるか、そういったことも確認をさせていただいて、取り組んでまいります。

石野光市議員 多くの方が利用される、出入りされるようなところについて、雨が降ったりすると、大変すべりやすいという性質が、やはり従来の網目の大きい格子の溝ぶたでは、あるようでありますので、転倒防止という点でも、きめ細かな取り組みを求めておきたいというふうに思います。

町の施設である保健センターでは、玄関入り口のスロープにも階段状になっている部分にも手すりが設置されておまして、一つのモデルであるというふうには評価をしております。

文珠荘では、障がい者用の駐車スペースに隣接して、手すり付のスロープが設置されていますが、巡回バスなどを利用して文珠荘に来られた人には、方角的に花壇のかげになってスロープが見えにくいというふうにも感じました。

案内の標識で誘導するということが大切だと思いましたが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 文珠荘につきましては、スロープがわかりやすいように、スロープの手すりに表示板を設置しまして、誘導したいと思っております。

石野光市議員 やはりその対象の人に、本当にこう丁寧に関わりやすく案内をしてあげるということが大事だというふうに思います。

辻川界限駐車場トイレでは、駐車場とトイレの境界部でつまずきそうになる方がしばしばあると聞きます。どこからでも犬走りの部分に入れる形になっていますが、手すりを1カ所設けて、高齢者やつえをつく人が安全に出入りできる工夫もふさわしいのではないかと考えるものですが、いかがでしょうか。

今、色分けをされて、一定の意識でもって、その差がわかるような工夫もされているようですが、とにかく段差がわずかにあっても、すり足で歩く人には転倒の原因となるということであります。いろいろと検討して、改善されたらどうかというふうにも思うんですが、いかがでしょうか。

地域振興課長 ご指摘のように、トイレと駐車場の間、5センチほどの縁石による段差がありまして、それですみずいているということは何度か聞いたことがございます。

バリアフリーということでは、トイレの入り口付近はスロープになっております。ただ、ご指摘のように、全面どこからでも入れるような状況でございますので、当面は段差注意というような、看板を設置しながら、注意を促していきたいと思っております。

ご提案の手すりということなんですけれども、手すりにつきましては、つけるとしたらスロープのあたりになろうかなと思っておりますが、それがいいのかどうか、それも含めて、今後対応策は検討していきたいと思っております。

石野光市議員 スロープというのは、やはり傾斜があって、本当にこのぼるときよりおりにときに転倒される。あるいは、のぼるときにもつまずかれる方があるかもしれません。いわゆるすり足で歩くような方にとって、傾斜を意識せずに歩くと、つまずくというようなことで、やはりスロープにも、いわゆる、車いすが通られる、そういう場所にも、つえをついたり、つえをつかなくても高齢の方などが歩かれる際に、手すりがあるというふうに整備をされていくということが好ましいというふうに思います。

本当に保健センターは、そういう点できちんと対応されているなというふうにも思っております。やはり一つのモデルとして、そういう形が広がっていくということ、望むものであります。

そのほか、個々の施設についても、改めて点検してみることも、破損箇所や不具合箇所のチェックなどと合わせて実施をされてはどうかというふうに考えるものですが、いかがでしょうか。

副 町 長 健康福祉課長が県の福祉まちづくり条例に基づいて、施設、店舗等、新しい施設ができるときには、それらを含めた形の中での義務化というふうにも答弁をさせていただきました。

町といたしましても、町の持つておる、そういったような施設等につきましては、そういう関係も含めた調査はさせていただきたいと思っております。

しかし、一定の部分で、例えば家の中におけるバリアフリー化、こういったような事柄については、少し前に歯科医師会との話し合いがございました。その中では、家の中には、一定の段差を持つておるほうが良いといったような意見もございました。これは認知症対策でありますとか、足を上げることによって足を鍛えるといったような事柄もございます。

しかしながら、今、議員の言われましたような観点から含めると、それぞれ点検をする必要性もあるでしょうし、また、それぞれの施設管理における各課

で、まず点検をして、その後に、どのような対策が必要であるかという検討といったような形で進めてまいりたいと思います。

石野光市議員 最初のほうで申し上げましたけれども、高齢の方が転倒されて、骨折されるというようなことが、大変その本人にとっても、家族、周囲の皆さんにとっても、大きな問題でありますし、医療・介護の面でも、そうしたことが本当に防がれていくように、いろいろなことがこの問題でも言われております。従来の布団の上げ下げというふうなのが家庭の中で行われていた運動が今されなくなって、そのことによるマイナス面もあるとか、本当にいろんなことがあると思います。

しかし一方で、手すりさえあれば、段差があっても十分このつかまって転倒が防止できるということでもありますから、本当に備えはしっかりと、こちらのほうが提供していくという立場は大事だというふうに思います。

本人の方が、手すりはあるのにとらなかつたということになれば、そのことは残念なことでありますけれども、そういう安全な設備というものを十分設置していくということ、本当にるる申し上げましたけれども、行政としてしっかりと配慮をしていくということは、極めて重要なことだと思っております。よろしくお願いいたします。

3番目の項目として、食育の推進についてであります。

近年、我が国での食生活において、米、野菜の消費量が国民1人当たりでも減少傾向で推移していると言われております。

農林水産省のホームページで公表されている資料で、米の総需要量が昭和38年の1,341万トンから、平成23年には863万トン、1人当たり需要量は、昭和37年118キログラムあったものが、平成24年では56キログラムというふうに大幅に減少している。総じて、昭和30年代後半をピークに、食生活の変化等により、ほぼ一貫して減少し続けていることが示されております。

また、農林水産省のホームページで、平成25年1月に、野菜の消費をめぐる状況についてというものが公表されております。野菜の消費量が、昭和46年に1人当たり年間110キログラムあったものが、平成23年には91キログラムと大幅に減少していることが示されております。

以前にも、食育の推進について取り上げ、伝統的な和食の有意性の啓発、普及などを提唱した経緯があります。当町での食育の推進の状況はいかがでしょうか。

健康福祉課長 食育についての和食の啓発、普及につきましては、食育推進計画の基本計画の2番に、地産地消の推進と食文化の継承を掲げまして、その達成に向けた取り組みをしているところでございます。

食育サポーターにより、昔からよく食べられている料理や、地域の食材を使った郷土料理、伝統料理を収集し、次世代へ伝承していくための取り組みも進めております。その成果を取りまとめて、このたび、福崎、食の歳時記を作成しております。

また、町ぐるみ健診時には、もち麦おにぎりの試食会を実施し、もち麦精麦15%入りおにぎり、もち麦茶を提供して、健康への関心を高めています。

また、学校給食では、週4回米飯給食を実施して、和食の普及に努めているところでございます。

石野光市議員 農林水産省で、今紹介したこのいわゆる野菜の消費をめぐる状況についてというものが示されておいて、その中で、野菜消費の変化というふうなことで、後に述べますけれども、厚生労働省も1日350グラムの野菜をとることがふさ

わしいということをおっしゃるわけですが、年代別野菜摂取量を見ると、全ての年代で摂取目標量に達しておらず、特に20歳代から40歳代で不足が目立っている。

1日当たりの野菜摂取目標量350グラムの認知は低い。また、実際に摂取している量を適量と認識している傾向があり、野菜摂取目標量と適量と認識する量に大きな乖離があるというふうなことが指摘されております。

農林水産省では、米国での野菜消費量を拡大させた取り組みとして、一定の成功しているという評価のもとに、1、米国食生活指針の見直し等に健康的な食生活推進のための食事ガイドラインとしてのマイピラミッドを2005年に策定して進めた。マイプレート、2011年にこれも策定して、その開発と野菜消費量が増加した、こうした取り組みによって野菜消費量が現実的に増加した。

その理由として、一つ、所得向上による食料消費の増加、2、野菜生産量の増加、3、カット野菜の鮮度保持技術の向上など、流通システムの改善、4、カット野菜など便利の食品の普及、5、青果物の消費拡大に向けた官民連携によるファイブ・ア・デイ・プログラムの実施が紹介されています。

マイプレートというのは、1食のプレート、いわゆる膳、お膳立ての中の半分を野菜、果実で占めて、残り半分に穀類、たんぱく質の食品を取り入れ、これに乳製品を加えるというもの。

ファイブ・ア・デイというのは、これは野菜と果物を毎日5皿、1日に5皿という意味で、ファイブ・ア・デイです。これを食べて健康を推進しようということで、官民連携で呼びかけるものと紹介されています。

我が国の消費拡大策として、平成13年度から19年度の取り組みと、平成20年度以降の取り組みの要約が示されております。また、厚生労働省が昨年まとめた日本人の食事摂取基準2015年版が発表されました。これは、この基準の使用期間を27年度から平成32年までとしています。

従来からの変更点として、専門分野の識者から種々の項目が紹介されております。従来の摂取すべきエネルギーの指標を、カロリーからBMI、体重のキログラムを身長メートルの数値の二乗で割ったもの、いわゆる体格数値に変更した。18.5から25未満を目標としております。

2、食塩の摂取基準を成人男性で8グラム、成人女性で7グラムと引き下げた。

3、小児において頻度の高い健康障害として便秘があり、生活習慣病の発症には、長期にわたる習慣的な栄養摂取量が影響すること、また、小児期の食習慣はその後の食習慣にある程度影響している。このようなことにより、6歳から17歳に限って、食物繊維とカリウムについて、目標量を算出した。

4、野菜の摂取の目標量は、引き続き成人で350グラム以上とし、そのうち120グラムを緑黄色野菜でとることが推奨されている、などが挙げられております。

特に、野菜の摂取が生活習慣病の予防と重症化対策に効果があると広く認められているようであり、米国でも我が国でも、食育について一般成人への啓発、普及とともに学齢期、特に小学生等への教育に重点が置かれているようであり、

また、高齢化の進むもとで、平成20年7月にまとめられた厚生労働省の健康日本21（第2次）では、健康寿命の延伸、健康格差の縮小という目標が掲げられています。日常生活に支障のない期間の平均を健康寿命とし、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を目指すことが、健康寿命の延伸であり、健康格差の縮小とは、地域や社会経済状況の違いによる、集団における健康状態の

差を縮小しようとするものとされています。生活の質の向上と社会環境の質の向上を結び合わせて推進を図るとしています。

社会教育環境の質の向上というところで、労働条件や年金の格差の縮小、こうした問題、また、国保、介護などの社会保障の充実といったものが取り上げられるべきだというふうにも思いますが、ここには挙げられていないのは残念なように思います。

当然ですが、食育もその一環を担う重要なものと考えられます。高齢者が食事や水分の摂取を結果として控え過ぎることによって、栄養不足や脱水等の障がいを引き起こす例もしばしば起こっているようであります。

学校教育の場や、一般向けの講演会、ミニデイ、町広報や、二つ折りの印刷物といったものを活用するなどして、一層の啓発の充実が図られるべきと思うところですが、当町での今後の取り組みの考え方については、いかがでしょうか。

健康福祉課長 野菜の消費拡大の取り組みについてでございますが、今言われましたように、毎日350グラム以上の野菜を食べることが推奨されております。野菜に含まれております栄養素は大事な体をつくり、また、糖尿病や高脂血症、肥満などの予防にも効果がございます。

福崎町では、各幼稚園において、ミニトマトやキュウリなどの野菜を育て、その成長を知り、収穫の喜びや食べることの楽しさを学んでおります。小学校でも、野菜の栽培、観察を行い、食の大切さを学んでおります。

ことしの2月に実施いたしました食育アンケートの結果でございますが、野菜を食べる頻度は、ほぼ毎日食べる方は46.6%で、10年前の結果より9.8ポイント上昇しているところでございます。

今後も簡単で便利な野菜の料理方法を紹介しまして、若い方にも興味を持ってもらいまして、野菜を毎日の食事にとしっかりと取り入れることができるよう、啓発をしていきたいと思っております。

また、高齢者の予防事業では、27年度から栄養士による栄養状態の維持改善を指導するなどの取り組みを行ってまいります。今後も広報に努めていきたいと考えております。

石野光市議員 今回の厚生労働省の食事摂取基準の改正で、従来1日に摂取すべき食事量を、例えば40代後半で1日2,300キロカロリー、女性で1,750キロカロリーというふうに示されていたものが、これからはBMIで18.5ないし24.9、25未満、そういうふうに示されておまして、問題は、このことによって間違ったダイエットが今以上に増えたりすることが懸念されるころであります。

今でも、若い女性の間でやせ過ぎの人が一定あるということ、厚生労働省も改善すべき問題として指摘しています。朝食抜きや極端な偏食、食事制限で体重減少を図ろうとすることは、長期化すればするほど糖尿病や必要なビタミンが確保されないことによる認知症の発症等もつながっていくということが言われております。

こういう画期的に方向が変更されたわけですがけれども、こうしたことが周知されていく、啓発されていく中で、同時に間違ったダイエットというのが、特に成長期の少年、少女、そうした世代にとって、一生大変な障がい、傷がつくというふうなことにもなりかねないということで、本当に丁寧にそうした間違ったダイエットというものを進めないように、注意を呼びかけることも本当に肝要だというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 今言われましたように、過度なダイエットというのは非常に危険でございます。

今、27年度には、第2次の福崎町健康増進計画と食育推進計画を策定、今も継続して策定をしております。その中でも、そういった面に十分注意して、啓発をしていきたいと考えております。

石野光市議員 小・中学校などでの教育の場での取り組みについては、どのように考えられておられるでしょうか。

学校教育課長 学校における食育につきましても、町の食育推進計画をベースに、それぞれ幼稚園、小学校、中学校で、町の計画に基づいて、個別に計画を立てて、食育を推進しております。

石野光市議員 とにかく、厚生労働省がキロカロリーからBMIに基準を変更したということで、そのことがプラス効果が出ることを当然期待するわけですがけれども、弊害というようなものが極力あらわれないよう、特に配慮を求めているというふうに思います。

これで、私の一般質問を終わります。

議 長 以上で、石野光市議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

再開時刻は13時といたします。

◇

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

5番目の通告者は小林博議員であります。

質問の項目は

1. マイナンバー制度について
2. 防災対策について
3. 教育施設の充実について
4. 子育て支援について
5. 駅前周辺整備について

以上、小林博議員。

小林 博議員 一般質問をさせていただきます。

よく、森を見るのか、個々の木を見るのかという話があるわけですが、どちらも十分に検討をしなければなりません。しかし昨今のこの政治の流れ、ニュースを見ておりますと、どうも木にばかり焦点が当てられて、森が見えなくなっているというふうに思うのであります。

国には守るべき秘密があるから、それは大事にしようということで、秘密保護法がどんどんと推進をされたり、そうしていろいろ紛争が起こるからということで、集団的自衛権の問題がそれぞれに議論をされる。また別の方向で、戦前の反省から教育が権力からある程度離れて自立するという方式であったものが、権力機関の下に教育が置かれるように変わっていったとか、そんなふうに個々の木といいますか、命題はずっと進んでおります。

しかしそれが全体としてどんな森が構成をされようとしておるのか、日本の政府はどんな森をつくらうとしておるのかと、そのことが見えなくなっているというふうに思うのであります。

そんな意味から、町長がよく言われる、戦前のあの戦争と体制の反省から生まれた憲法の精神が、改めて見直されなければならないというふうにするのであります。

このマイナンバー制度というものを見るにつけ、若干そんな思いをしておるといふところでもあります。

さて、委員会でも資料はいただき、報告は受けたわけですし、新聞等も見ておりますが、なかなかわかりにくい内容であります。したがって、仕組みと目的等について、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

住民生活課長 マイナンバーにつきましては、住民票を有する全ての方に、1人一つの番号を付しまして、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在をしております個人の情報が同一人の情報であることを確認するために、活用されるものでございます。

マイナンバーの付番につきましては、各市町村長が指定をし、その番号の通知をこの平成27年の10月から、個人番号カードの交付につきましては、申請によりまして、28年の1月から行う予定とされているものでございます。

目的といたしましては、公平、公正な社会の実現、それから国民の利便性の向上、行政の効率化などが挙げられております。

小林 博議員 どのような情報がそこに組み込まれるのでしょうか。

住民生活課長 マイナンバーにつきましては、基本4情報といわれます氏名、住所、生年月日、性別、それから個人番号ということになってございます。

小林 博議員 とりあえず、税務関係等が一番先に使われるのではないかというふうにも言われたりしておりますが、その他、個人に関する情報を、どの範囲まで使われるということ、組み込まれるということになっておるのでしょうか。

住民生活課長 情報としましては、それぞれの税の分野、それから、年金でありますとか、介護保険等、そういった分野で、それぞれ情報を持っておりますので、それを結びつけるという意味でのマイナンバーということで、活用されるということになってございます。

小林 博議員 いいことのように聞こえる部分が、まず言われるわけですがけれども、本来そういうことで国民生活が本当に便利になるのかどうかということは、今のカードを見ても、余り利用されないということも含めて、本当に活用されるのだろうかという、いい意味での活用ということができるのだろうか、疑念も一部持つわけですが、国によって国民一人一人全部が管理をされてしまう。今までは地方自治体が管理をしていたものが、もう国が一元的に管理ができるというふうなことになっていくということで、非常に問題があるのではないかというふうに思うのですが、その点についてはどうなのでしょう。

住民生活課長 先ほども申しましたように、情報としましては、それぞれ税でありますとか、税の分野、それから介護保険でありますとか介護分野、それから国民年金でありますとか、その年金のほうということで、それぞれの各行政機関でもって情報を今現在も保有しているところとございまして、これにつきましては、今後そのような形になってくようということになります。

それらを必要なときに必要なとき、必要な分だけ結びつけて利用するというようなことで、このマイナンバーを使用するということとさせていただきます。

小林 博議員 特に問題は、税ということになりますと、各一人一人の源泉徴収にもかかわってくるわけでありまして、民間にも個人情報がかかわれていくというふうな、民間との関係については、どんなふうになっておるのでしょうか。

住民生活課長 民間におきましては、今、議員が言われましたように、従業員に給料を支払うに当たっての所得税の源泉徴収でありますとか、厚生年金、それから雇用保険などの資格取得届の受付の際に、その従業員の方のマイナンバーを確認して、個人番号を使用するということとさせていただきます。ですので、民間事業者につきまし

ても、こういった取り扱いをする事務ということで、限られておりますし、企業内部でそのほかの管理に転用するということはできないことになってございます。

小林 博議員 今でも、この情報の漏えいということはよく問題になるわけなんですけれども、この制度がそのまま民間で使われないというふうなことになっておるといふふうに言われますが、個人の名前を消せば、民間がそれを外へ提供もできるというふうなことも若干本で読んだことがあるんですが、そんなことになれば大変だと思っておりますが、そういう点についてはどうなのでしょう。

住民生活課長 新聞報道によりますと、そういった議員が言われたような形で氏名等基本的な事項を消して、事業間ではその他の情報について共有できるようなことも検討されているようではございますけれども、今のところ、民間ではきちっとその必要な使える部分で、決められた部分のみに活用するということになっているようでございます。

小林 博議員 そういうことで、非常に危険性の高いものというふうに思わざるを得ません。現在、税とかそういう保険関係、主としてそういうものが中心ということになるようですが、あとそれぞれ個人の家族の構成も当然入ってきますし、含めて、健康情報から、一切合切個人に関する情報が全部組み込まれてくるとなりますと、もう大変だと思っておりますが、そういう方向づけは将来どんな方向が考えられておるのでしょうか。

住民生活課長 今言われましたように、そういう健康保険の関係ですとか、介護分野、介護分野につきましても、現在も法の中で使用されるということもございますが、先ほどからも申しておりますように、いろんな分野でのその情報につきましては、それぞれの各行政機関でということになってございますので、それが全て一元的にそのカードの中に入ってくるというようなことはございませんので、それを結びつけて、必要な行政機関で使用するというようなことになりますので、今後いろんな使用方法については、法律の中で検討をされるということになってこようと思っております。

また、各自治体でも、それぞれ例えば印鑑証明ですとか、図書カードに使ってはどうかというようなことも、例としては挙げられておりますので、今後そういったことも検討になってこようと思っております。

小林 博議員 何でも出だしは限定しておるとかいろいろ言いながら、最後にはずっとこう生まれてしまうと、どんどんとあらぬ方向に発展をさせてしまうというふうなことになってしまうものでして、これについてもそういう点が非常に懸念をされます。

今までは地方自治体、自治体ごとに管理をしておるから、自治体がまとまるとわかりにくいという部分があったわけですが、それがそうでなくなるという点について、非常に心配だというふうに思われます。

これはもう民間とのかかわりということ抜きにしてないわけです。行政も含めて、プライバシーの保護ということについては、どのような準備がされておるのでしょうか。

住民生活課長 物理的なセキュリティということでは、そういったシステムと、それから機器の改修ということで、国のほうでも考えられ、そういう仕組みで進められているところがございます。

また、民間につきましても、行政機関も同じなんですけれども、こういうマイナメンバーを扱うこととなります機関につきましても、それを監督する独自性の高い第三者機関が新たに設けられることになってございます。そういったところ

での監視というところも出てきておりますし、罰則の規定ということも設けられているところがございます。

小林 博議員 現在10月に配布するという事になっておるんですね。もうあと半年ですが、それに向けて、どのような準備が今進められておるのでしょうか。

住民生活課長 10月につきましては、個人番号の通知というところがございます、まだ具体的な準備というところにつきましては、今現在行っておりません。一部住基関係のシステム改修等に入ったところがございます。

小林 博議員 そういう各自治体の作業も独自でやるのではなく、システム改修も含めて、民間事業者に委託をする形で各自治体がこのマイナンバー制度の準備を進めるということになるのではないかと思うんですが、その点についてはどうですか。

住民生活課長 このマイナンバーの通知なりカードの発行等の業務につきましては、全国的になると思いますが、地方公共団体情報システム機構というところが、このマイナンバーに伴って、設置をされておりますので、そこに事務委任というように形をしていく予定となっております。

小林 博議員 そういう意味で、もう既に出発の段階から、直接自治体の手を離れていくということにならざるを得ないということになっていっております。

既の実施をされておるところでは、もうその他人になりすますという、番号を手に入れさえすれば、もう完璧に他人になりすませるといふ、そういうなりすましというものはもう防げないという、プライバシーの保護というふうな、そういう法制度は無意味に近いものがあるというふうなまで書かれておる場合があります。例えば、アメリカ等の例をひいてですね。

そういう危険性については、本当にこう承知をされておるのかという、そういう心配をするわけでありまして、本当にこう十分な体制というものは、できるのかなというふうな、心配をしております。

出だしのときには、なかなかわかりにくいままで、出発をしてしまってから、後々将来大変なことになっていくというふうなことでは困るなというふうな思っております。

自治体の本来持っておった基本的な住民登録を初め、そういう個人情報、自治体の役割というものがなくなって、もう国のほうで一元的に全国民を管理するというシステムになっていって、ある意味で地方自治の危機ではないかというふうにも言われておるわけですが、その点についてはどんなふうな認識がされておるのでしょうか。

住民生活課長 議員言われるとおり、この事務につきましては、法定受託事務ということで、進められているところがございます。しかしながら、それぞれの各自治体の行政サービスというところで、活用をされていくものということだと思っておりますので、そういった国の方向性ということにつきましては、こちらのほうで大きく変えることはできませんけれども、そういった中で、自治体の中の業務として、活用できる分には活用していきたいというふうな思っております。

小林 博議員 その民間との関係で、人を雇用しておれば、どんな小さな事業者でも、これとのかかわりが出てくるわけで、この取り扱いについて、本当にこの趣旨をといひますか、取り扱いのその秘密保護等を徹底するというものは、なかなか難しいものがあるのではないかというふうな言われております。必ずどこかで情報はオープンになっていく、あるいはもう個人の名前を消せば、正式にその情報を民間同士でやりとりができるというふうなことまで言われておるわけですから、そうすると、その情報内容を突合すれば、誰ということがわかってしまうというふうなことまで含めて、心配をされております。

そんな意味で、例えば福崎町では、個人情報保護等について、条例改正とか、いろいろな制度についての改正は考えられておるのでしょうか。

副 町 長 谷岡課長が答弁申しあげましたように、いろいろな形の中で、このマイナンバー制度等については、マスコミ等を含め、賑わしておるところであります。

これら番号関連法案が通っておりまして、これらに定める省令でありますとか、政省令等の整備は、まだまだ今後必要だということにも言われておりまして、この10月まで、いわゆるナンバーが交付されるまで、そういったような形の中で、整備がされてくるものと思っております。

その個人番号の通知がありまして、その後1月から利用する手続きのイメージ、こういったような事柄につきましても、今後国のほうから示されてくるということになっております。今はまだ想定段階における部分と、はっきり明示されている部分等がございます。また、これら特定個人情報保護委員会等、国において設置されておりまして、これらにおける部分についても、この下に定める委員会規則の制定でありますとか、そういったようなものも整備されてくるということでもあります。

いずれにいたしましても、今でき上がった段階における分野につきましては、委員会、国会同意といったような形が示されてくるわけであります。

2017年1月より、国の機関等の連携から開始をいたしまして、7月を目途に地方公共団体との連携についても、国との関連については、構築されるというように聞いております。

小林 博議員 いずれにいたしましても、先ほど言いましたように、実施をしておるアメリカ、韓国等では、特にこの個人情報の漏えいということは問題になっておるといふふうに言われております。

民主主義の先進国と言われておりますイギリスでは、2008年にこの制度が当時の政権によって持ち出されましたが、後の政権交代により、2年後の2010年にそれは国家が個人の情報を管理すべきではないということで、やめになったという経過もあるわけであります。

したがって、今こういう状況で10月にナンバー通知というふうなことが言われておりながら、中身はこれからだ、これからだと言いながらでは困るわけでありまして、よく国民的な議論がされていく必要があるというふうに思うわけでありまして。

憲法第97条では、この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたというふうに基本的人権を位置づけておるわけでありまして。個人の情報や国家の情報をコントロールすることは、基本的人権の重要な一つであって、民主主義の根幹であります。国民の多数が反対する中で秘密保護法が成立して、国家が情報を限りなく管理をするという方向に進んでおるわけでありまして、その意味では最初に言いましたように、今、日本という森がどんな方向に進められておるのかということ、一つ一つの命題、一本一本の木を考えますときに、本当に戦前の体制のような、そんな危険な森になろうとしておるといふことであると思っております。

その中の一つの役割をこのマイナンバー法が持たされるのではないかと危ぶむを私はしておるといふことであります。

そんな意味で、法律で進められておるものでありますから、なかなか福崎町だけでやめるといふわけにはいかないとしても、そういういろいろな議論をもっと

もっと展開していくべき重要な時期にあるというふうに思っておりますので、また折に触れて、この問題について質問等、委員会や本会議でさせていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

副 町 長 言われるとおりでありまして、憲法第11条で基本的人権はうたわれております。また、先ほど言われました第97条及び第99条では、公務員、国会議員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うと、義務を負わされております。そういった観点から含めまして、我々も検証をしていきたいと、いうふうにも思います。

この事柄につきましては、所管の委員会等にも必ず報告させていただきます。
小林 博議員 いずれにいたしましても、憲法は大切にされなければなりません。政権与党によって憲法を変えていこうということが議論になっており、現行憲法では軍は持たないということになっておるのに、最近、総理大臣が自衛隊のことを「我が軍は」というふうに発言をしたりするというふうに、憲法などもう本当に何と考えておるのかというふうな人が政権を担って、このマイナンバー法も進めておるということでもありますから、十分に注意をしていかなければならないというふうに思います。

副 町 長 そんな意味で、町当局におきましても、いろんな情報や心配事は可能な限り全て町民の前にこの問題にもオープンにして、町民的な意見の反映ができるように、取り組みにさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。
副 町 長 常々言っておりますように、行政改革の中の一環として、当然職員の資質向上は入るわけでありましてけれども、情報を徹底的に情報開示といったような形をとらせていただいております。

それらを含め、先ほど議員が言われましたように、情報が入れば、その都度所管の委員会に報告をさせていただき、それぞれ情報発信をしていきたいというふうに思っております。

小林 博議員 次に、防災対策について、質問をさせていただきます。

特に非常備消防の役割と充実についてであります。ことしに入り、私の居住する地域でも建物火災が発生をいたしました。ちょうどまだ明るい時間帯でありましたので、類焼は何とか防げましたけれども、市街地での火災の恐ろしさを知らされたわけであります。

そういう意味で、消防の体制と、それからいろんな機械器具含めて、その管理の問題についても、住民全体で再認識をされ、そうして自治会の総会でもそんな話が出たところであります。

消防団の役割が改めて、国全体でも震災以来強調されておりますが、福崎町での位置づけは、どこにどう記されておるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

住民生活課長 消防団につきましては、住民の生命、身体、財産を火災から守ることや、火災や災害の防除、また、火災による被害の軽減などを行うことを任務といたしまして、消防組織法に基づいて、各市町村に設置されている消防機関でございます。

町としましては、福崎町消防団員条例により、これに位置づけをしておるところでございます。

小林 博議員 ですから、そのことについて、それだけ重要というふうに認識をされておるわけですから、定員は町の条例で定められておるわけでありまして、それらのその器具機材等のそういう整備については、基準はどこにあるのか、お聞かせをいただきたいと思いますというふうに思います。

住民生活課長 消防団の装備につきましては、町独自というところでは具体的なものは持っておりませんが、消防庁がその基準を示しておりまして、昨年2月にも改正が行われたところでございます。

この基準に定められたものを、全て整備するという事は、なかなか難しいわけではございますが、財政的などところも見ながら、現在、装備をしているところではございます。

小林 博議員 消防庁にあるということですが、それを福崎町に合わせてどうするのかということが要ると思うんですね。よく、消防団の幹部の方とも話をするわけですが、福崎町にそういう消防の重要な機材についての整備でありますとか、そういうものの規則とか計画があるのかというふうに聞かれるのですが、その点については、私は以前にあったというふうな認識であったのですが、ところがそのところが現在、消防団本部とは認識のずれが私とあるようであります。どこにあるのか、いろいろ町の条例集もめくって調べてみるんですが、よくわかりません。消防団に関する条例、第15条では、設備、資材を消防団及び各分団に備えつけるということで、町の責任が示されておるわけですが、その中身は一体何なのかということがよくわかりません。

各種補助金交付規則等もあるわけですが、そこでは具体的にこれは3分の1プラス幾らだとか、これは単純にその額だというふうに書いてあるわけですが、それがあるだけであって、福崎町の消防団に重要な基本的な機材、どんなものをどう配置するか、その財源をどうするかというふうなことが、ちゃんと明確になるようにしておくべきではないかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

住民生活課長 議員が言われましたように、町としまして、具体的にどういった装備を配備するというような計画は持ってはございません。町の本団の幹部の方等の要望等によりまして、それと先ほど言いました国の基準などがございますので、そういったところを見ながら、現在配備をしているところでございますので、今後そういったところについては、検討なり研究をしていきたいというふうに思います。

小林 博議員 福崎町消防団の歴史を見てみますと、分団統合が考えられた時期もあり、いやもうそれはしないでおこうということで、最終的に600人体制にしたときの、その減員計画というのがありました。それは委員会でもよく議論をしたので、覚えておるわけですが、そのときはもう中播消防署ができたので、自動車ポンプについては配備をしないとか、あるいはとかいろいろ言われておったわけですが、ところが、現在、補助金交付規則ではそんなこといろんな経過があるわけですが、自動車ポンプについては75万円だけ町が出そうと、残りのその可搬式の積載車とかポンプについては、75万円だけじゃなしに、事業費の3分の1がベースとしてあるというふうなこと、その国の補助等があったときの、その割合のままで書いてあると思うんですけれども、そんな状況で、本当に何がどう整備をするのかという、そのところが明確でないと思うんですよね。

ちょうど、福崎町消防団に自動車ポンプがずっとあったのが、だんだん減ってきてまして、現在2分団だけとなっておりますが、それらもぼちぼち更新時期が迫ってきています。今のように各自治会で基本的にそうした装備を持たなきゃならんということになりますと、自治会の事情とか、あるいは財政的にも、あるいは人員的にも、どう維持するかということが問題になってくるわけですが、福崎町として、非常備消防にどれだけの装備を持つのかということ、改めて検討すべき時期に来ているのではないかということが、思うわけですが、そん

なふうにする人もあるわけですが、その点についてはどうでしょうか。

住民生活課長 消防装備の補助金につきましては、いろんな過去からの歴史的な経緯がございまして、現在に至っているところではございます。

そういった装備につきましても、今までも町の負担という分、それから地元で負担していただいている部分ということで、予算的な、財政的な部分もございまして、そういった形で進めてきているところではございます。

したがいまして、全て町が公費で整備できればいいわけではございますが、財政的なものもございまして、そういったところも含め、そしてまた消防団等の要望等も必要性というところからも見ていきまして、装備のほうを進めていきたいというふうには思っております。

小林 博議員 いずれにしても、消防団条例第15条では、町が各分団に配備をするということになっておいて、その財源的には、今度は補助金交付ということになっておるわけですね。補助金を出すということは、ものを買う主体は各自治会ということになってしまうわけでありまして、そういう面で消防団条例と、それからその整備のための財源的な負担に関する規則と、ちょっと矛盾するのではないかというふうに思うんですね。

そんな意味で、この条例第15条にふさわしい内容に、条文的整備も機材の装備もある程度明確にし、財政負担も検討するということが要るのではないかと思うんですが、それらを含めて検討すべきではないかと思いますが、いかがですか。

副 町 長 非常備消防にかかる経費等につきましては、その全体像を明らかにして、その中における分野で整備等、どのような配分をするのかといったような検討の必要性は十分に検討しなければならないというふうに思っております。

今の谷岡課長の答弁にもありましたように、歴史的な見解等がございまして、今の状態像になっておるわけでありまして、各市町、非常備消防に対する取り組みの扱い等については非常に異なっております。

例えば一つ火事災害における、そういったような出動手当、また訓練等につきまします出動手当等につきましては、それぞれの市町等の取り扱いも違う訳でありまして、そういう関係を含めた形の中で、今の状態像になっておるといのも事実であります。

それから、常備消防のないときの非常備消防の取り扱い等につきましては、交付税算入における取り扱い部分が常備消防と非常備消防、それぞれの形の中で変わってきておりました。そういう形の中で、交付税における非常備消防における算入額が一定のやっぱり基準等になっておりまして、今現在における分野につきましては、これら算入額よりも多く非常備消防に配分をさせていただいておるといのも事実であります。

小林 博議員 その話が出たので、そちらに移りますが、かつては自動車ポンプを買うときには、上から補助があったわけですが、それがなくなっておることのようではありますが、今、交付税の算定基準はどんなふうになっておるのでしょうか。

企画財政課長 消防費の交付税の算定につきましては、人口が測定単位となっております。

26年度の実績で申し上げますと、消防費の基準財政需要額は3億960万2,000円でございます。そのうち、常備消防に係るものが2億8,049万9,000円、非常備消防に係るものが2,910万3,000円となっております。27年度の当初予算で申し上げますと、非常備消防の一般財源につきましては、3,600万円程度用意しておりますので、交付税算入額よりも上回った予算を計上しているところでございます。

小林 博議員 人口ということで、人口1人当たり幾らというふうな計算基準は今はないんですか。

企画財政課長 26年度の単位費用で申し上げますと、1人当たり1万1,200円でございますが、この1人当たりと申しますのは、国勢調査人口22年の数値を使っております。1万9,830人に補正係数がかかりまして、その1.394倍をいたします。2万7,634人に対して、1万1,200円の単価で計算をされます。

小林 博議員 古い話ですが、中播消防がつくられるときに、確かこのときには1人1万円ぐらいの計算基準で、非常備消防はその4割、常備消防ができれば、残りの6割が交付されるから、それによって財源的に潤う町もあるんだというふうな議論をして、傾斜配分にしたようなことも覚えておるんですが、今はそれでは当時のような4割、6割というふうなそんな基準じゃなしに、常備と非常備のその差が、今、金額で言われましたけど、割合でしたら何%ずつですか。

企画財政課長 交付税算定に当たります単位費用で計算上の問題でございますけれども、常備消防の割合が90.6%、非常備消防の割合が9.4%になっております。

小林 博議員 いろいろと時代とともに変わってくるんだとは思いますが、非常備消防に対するその交付税算定の基準が非常にこう悪くなっておるんだなというのを、ちょっとこう感じておるところでございます。ぜひ、今の東日本大震災の後々のことも含めて、非常備消防の役割ということが強調されておりますので、ぜひ、それにふさわしい対応を進めていただきたいというふうに思います。

それからこの火災の発生から思いますのは、消火栓の重要性であります。水源確保の面、初期消火、それから、一般人もできるだけ利用できるようにしておくということを含めて、非常に重要だと思うんですが、消火栓のその配備基準というのはあるんでしょうか。

住民生活課長 消火栓の設置基準につきましては、その防火対象物、一般の建物、その半径70メートル以内に消火栓があるということで、現在、設置基準として設けております。

小林 博議員 それを満たす状況に、地図上はなっておるでしょうか。

住民生活課長 現在のところ、なっております。飛び地で、1軒、2軒というようなところがあるかもわかりませんが、ほとんど基準を満たしている形になっているということでございます。

小林 博議員 消火栓があって、器具は100%ついておるんでしょうね。その確認はされておりますか。

住民生活課長 消火栓器具の設置まで100%ついているかというところまでの確認はできておりません。

小林 博議員 かつて、議会の民生常任委員会と言われておった時代にも、そうしたことも具体的に検討して、委員会で現場を回って、どれだけ水が飛ぶだろうというふうな実験もしたことがあるわけですが、そういう意味で、その配備状況を確認していただくということと、それからかなり老朽化している部分もあるというふうに思うわけですね。ですから、いざ火災ということになってみると、なかなかこう機能的に問題が発見されたりというふうなことになると思います。

そんな意味では、各分団なり自治会の管理体制ということもあるのですが、消火栓の整備充実に対する町の補助金との関係もあるわけでありまして、そんな意味で、これを一度見直して、実態を把握していただいて、そして数の把握だけではなしに、どれぐらいの更新状況であるのかというふうなことも見ていただいて、そうして、適宜、常にその目的どおりの機能を果たすという形に、消

火栓整備を改めてやってほしいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

住民生活課長 消火栓につきましては、この下水道整備等によりまして、大分更新もされてきているところではございますが、今、議員が言われましたように、圧等の問題につきましては、具体的に出してみるところもあるかと思えます。

各分団におきましては、そういった部分で、最低年1回程度点検をしていただいておりますので、そういった中で、行っていくということで、していきたいと思っております。

小林 博議員 私の言うのはそういうことも含めてですが、老朽度合いもちゃんと検討しておいていただきたいというふうに思うわけですが、いかがですか。

住民生活課長 消火栓の老朽ということでございますか。

小林 博議員 ホースとか器具とかそういうもの。

住民生活課長 わかりました。器具等につきましても、あわせてそういった分団の点検の中で行っていただくように、今後もしていただくようにしたいと思っております。

小林 博議員 ですから、そうした更新にも、一定額の補助もふやすというふうなことも含めて、考えればよいのではないかというふうに思えますので、1点そのことについての意見を述べておきますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

次に、市川の関係ですけれども、神崎橋下流右岸の関係について、お聞かせをいただきたいと思うのであります。

市川沿線の中でも、最も危険な地域であり、堤防のない無堤防地域というのは数少ないのではないかと思うのですが、そんな状況であります。増水時は警戒を怠れないし、溢水があれば大きな被害が発生するという事は明らかであります。数年前には一部決壊の事態も起こっております。区長会要望でも繰り返し取り上げられておる問題でもありますが、それに対する町の回答は毎年同じ文言で、一字一句違わない文言が繰り返し返されてくるというふうな状況にも現在なっております。関係地域と関係する住民団体等を含めて、県当局との交渉も長年の間繰り返してきておるわけですが、戦後の混乱期から続く諸問題もありまして、解決が困難であります。

それらを自治会の責任で解決をしてほしいということでは、これはもう解決をしないというのは、私の知る範囲、この20年近い取り組みの中でも明らかであります。そんな意味で、この問題に対する、町の取り組みの強化を求めたいわけですが、それについてはいかがでしょうか。

まちづくり課長 市川の神崎橋下流右岸の無堤地域につきましては、これまでも答弁させていただいて、県と町で継続して権利関係者の実態調査を行いということで、平成26年度中には県、町、地元と連携して、文書勧告等の対策、対応をしていくということで報告もさせていただいたところでございます。

県におきましては、今現在住民等の調査をしているところでございまして、まだ現在のところ文書勧告には至っていないという状況でございます。

これまでと同様、県と町、また地元を含めて、連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

小林 博議員 毎年、要望が繰り返されたり、いろいろ交渉しておるのですが、一向に進展をしないという状況になっております。町としてもたくさん課題があると思えますけれども、一つの重要な課題として、位置づけていただきたいというふうに思うんです。

毎年水害の起こる危険地帯等では、繰り返し繰り返しこの一般質問でも、多く

の議員さんから取り上げられた結果、福田地域でも一定の方向づけが、現在見られておるところであります。

そんな意味で、この市川という重大な河川のここの危険性についても警鐘を鳴らし、地元も一定の努力をしてきたところではありますが、なかなか解決困難であります。したがって、行政機関の取り組みが非常に重要でありますので、取り組んでほしいと。とりあえずあの竹やぶのところの状況の整備等をして、そうして危険性の除去という、とりあえずの対策も含めて、進めてほしいと思うわけです。

1月19日の県との交渉の場でもそういうことも提起をされておりますので、町としてもそんな取り組みをしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 1月19日には、県が伐採等を行って、その後草刈りを地元アメニティ、市川流域アメニティですか、そういうところに今後継続して整備といいますか、維持をしていただくというふうなことも確認はされております。

そういったものも含めまして、河川を管理しておりますところは河川管理者、兵庫県でございます。兵庫県を中心になっていただいて、この問題に取り組んでいきたいというふうに考えております。

小林 博議員 繰り返しお願いをしますが、いずれにしても町も重要課題として取り上げて、進めていってほしいというふうに思うわけでありまして。

市街化区域の中心部分で堤防がないというふうな、そんな実態をいつまでも放置するわけにはまいりませんので、その点での取り組みを求めておきたいというふうに思います。

次に、教育施設の充実ということで、お願いをしておりますが、これまで学校などの施設整備に福崎町は非常に大きな努力をしてきたということについては、よく承知をしております。

30年を経過するような校舎は、既にもう傷みもひどくなっております。議会等では大規模改修に合わせてというふうなこと、長寿命化大規模計画というふうな、大規模改善計画というふうなことが、きょうもそんな言葉がありましたけれども、そういうふうな話も聞いておるわけですが、実行可能な形での計画を、まずいつつくるのかということについて、お願いをしたいと思います。

企画財政課長 公共施設の長寿命化計画、市町村がつくる場合は、公共施設等総合管理計画とも呼ばれておりますけれども、これにつきましては、国から、平成28年度中の策定を求められております。

当町におきましても、平成26年9月補正で固定資産台帳システムの整備委託料を計上いたしまして、現在、固定資産情報のシステムへの入力作業を行っているところでございます。

この固定資産台帳の整備につきましては、新公会計制度でも必要になってくる作業でございます。

平成27年12月ごろをめどに、この固定資産台帳の確認、修正作業を行いながら、28年度にかけまして、庁舎内でワーキングチームをつくりまして、公共施設等の長寿命化計画の策定を行ってまいります。

計画期間は10年期間でございます。まず現状の分析を行いまして、施設の維持管理、修繕、更新の見通しと、あと財源計画、こういったものを整備しまして、また整備のスケジュールを検討した上で、計画的な修繕等を実施していきたいと、このように考えております。

小林 博議員 まずその計画なるものは、いつまでにできる、つくるつもりですか、そういうふうに質問したんですが。

企画財政課長 28年度中でございます。

小林 博議員 あと丸々2年というふうなことのようですが、可能な限り急いで進めていっていただかないと、いろんな意味で問題がさらに増していくということになると思うわけでありませう。

そんな意味で、教育委員会としては、現在それに向けてどんな取り組みがされておるんですか。独自に学校施設等については点検をされたり、どこにどんな問題があるというふうな順序づけも含めて考えられておるのでしょうか。

学校教育課長 それも含めまして、28年度の計画の中で明らかにして、策定をしていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 行政主導というふうなことにならざるを得ないという点については、もうちょっと自主性があってもいいかなというふうに思ったりもしておりますが。

それから、安全対策ということで書いてありますが、ことしの予算でも一定額が組み込まれておりますが、この予算の資料の51ページにあります、この問題、説明がありますが、その安全対策については、ことしの予算は大体何%ぐらいまで、やれる状況でしょうか。

学校教育課長 耐震に関するものでしょうか。学校施設につきましては、4小学校、2中学校の校舎、それから体育館の耐震化は、田原小学校の体育館を除きまして完了しております。田原小学校につきましては、ご存じのとおり、現在建てかえ中ですので、来年度末には全ての学校施設の耐震化は完了する予定でございます。

小林 博議員 それはわかっているわけですが、この去年からこれまでに天井とかいろんな調査したじゃないですか。そのことを言ってるんです。ことしの予算で、組み込んであったじゃないですか。この資料の51ページには、それが各学校のその施設の課題が書いてありますでしょう。ですから今51ページと言ったんですが。何%、ことしの予算で組み込まれておりますかと言っております。

学校教育課長 体育館の非構造部材の耐震化ということでございますけれども、小学校3校、それから中学校2校の体育館、全て平成27年度で対応する予定でございます。これで、27年度中には完了する予定でございます。

小林 博議員 わかりました。それでは、それで全ての落下物等の耐震化は終わるわけですね。

学校教育課長 全ての体育館の建物、それから非構造部材と言われているものの耐震化は完了いたします。

小林 博議員 わかりました。それじゃその理解をしておきます。

次に、学校のトイレについては、一日も早く全体の必要な改善は進めていってほしいと思います。先ほど石野議員からも質問がありましたので、繰り返すことは避けませんが、ぜひ、子どもたちが環境のよいところで気持ちよく勉強ができるように、学校のトイレ改善も引き続き進めてほしいと思っております。

次に、子育て支援というところで、お願いをしたいと思うのですが、医療費の無料制度は実施をされまして、県下でも福崎町は大きな先進的な役割を果たしてきたわけでありませうが、今後、この状況が現在どうなっているのかという点を確認しておきたいのですが、所得制限等で対象外になっている子ども及び中学生までのその比率、人数、各対象の人数と、それから対象外になっている人数等について、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

健康福祉課長 所得オーバーによります人数でございますけれども、乳幼児、ゼロ歳から小学3年生まででは、27年度予算のベースで言いますと、対象者が1,570人で、カバー率が95.3%で、所得オーバーの人が77人でございます。子ども医療では、小学4年生から中学3年生までですけれども、1,018人で、カバー率が89.5%、非該当の方が120人というような状況でございます。

小林 博議員 一昨年の選挙のときにも、あちこち意見を聞きに回っておりまして、よく聞いたわけですが、女性の社会進出をとということで、役割がよく言われておって、一生懸命働きますと、この対象外になってしまうという、働いて収入があれば、それだけ税金も払うのにとということで、子どものことぐらい差別をつけんでほしいというふうによく聞かされたわけです。

今お聞きをしますと、約200人前後は対象外ということになっております。

これを仮に無料にするということになりますと、財源的にどれぐらい必要になりますか。

健康福祉課長 1人当たりの金額で単純に計算してみますと、年間約550万円のお金が必要となります。

小林 博議員 福崎町が先進的に実施をした後、県が後追いをしてきたわけでありますから、その面では、この面に限って言いますと、財政的には町の負担は改善されたかなと思うわけですが、もう少し頑張ってください、この所得制限の撤廃とか、あるいは年齢等、枠の拡大を検討してほしいと思うのですが、どうでしょうか。

健康福祉課長 今後も持続可能な範囲で継続していきたいと考えております。所得制限を撤廃するということになりますと、今言いましたような金額が継続的に必要になりまして、また、システムの変更ということも必要になってまいります。

検討は加えていきたいとは思いますが、今のところ、県の基準どおりの額でいきたいというふうには考えております。

小林 博議員 矛盾する答弁でして、今このまま続けていくけど、検討はしたいというふうなことになりますと、何のための検討かということになりますので、検討するという以上は、枠の拡大も視野に入れながら検討するということが通常は理解するわけですね。そのように、ぜひ、答弁のやり直しといえますか、再答弁をお願いしたいと思います。

副 町 長 この制度を取り入れたときに、暫定的に取り入れさせていただきました。そのときの答弁は、持続可能ならしめるような形の中で、財源構成を見ていきたいといったような形で答弁させていただいたと思います。それらを踏まえ、一定の期間、暫定的にやらせていただいて、それらが持続できるのではないかとということで、条例等からその暫定的なものを撤廃したというところであります。

今、高松課長が申し上げましたのは、この550万円を捻出する部分を、どういったような形の中で捻出できるのか、また、今から大きな事業、駅周辺整備を含めた、多くの借入をしなければならない、それらを償還する財源等の必要性も出てまいるわけであります。それら、計算を入れながらというところと、それから、国の予算措置、地方財政計画を含めた中で地方財政をどのようにしてリードしてくれるのか、そういったようなものも見きわめなければ、なかなかこういったような制度には踏み込めないというのが現状であります。

小林 博議員 そういう答弁ですけれども、そういう要望も非常に強いというふうに思います。子どものことでもありますし、女性の方々も一生懸命働きに出ておられるわけでありますから、ぜひ、それも踏んで検討していただきたいというふうに思っておりますので、また、要望も続けたいと思います。

次に、幼稚園の関係ですが、これはもう保育料等、さらに段階が拡大されて、ふえて、わかりにくい格好になっておるわけなんです、国の基準は基準として、町独自の制度がとれないのかということをおもうわけですね。かなり以前に保育所の保育料については、町が自主的に決定できる範囲の事務になったというふう聞いておったわけですが、なかなかそう、実態はそうならないわけですが、その点について、この面での町の自主性というものを発揮できるように

なっていないのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

教 育 長 保育料に関しまして、現在性と将来性の2面からお話をさせていただきたい
と思います。

現在性から述べますと、今、私たちができる一番いい方法で取り組んでいるのが現在かと思っております。ウサギとカメの逸話がございまして、今、スタートラインに立って、ともにスタートをするわけですが、ウサギから見れば、カメはのろのろしているように見えるんですけど、カメは小さな歩幅ながら、一步一步着実に前へ進もうとしております。そして、ゆっくり歩んでおりますと、周りの風景がよく見えるわけです。それは町内のみに限らず、町外も含めての景色でございまして。

また、走っていますと、声援をしている人たちの声もよく耳に入ります。ウサギに負けてどうするんやという、そういう叱咤激励もありましょうし、カメの歩みでマイペースでいいよとか、前を走っているウサギとのタイム差は何ぼだとか、あるいは、前を走っているウサギがスタートダッシュで疲れて、よろよろしてるから、今追いつくチャンスだとか、いろんな声が耳に入ってきます。

また、向かい風が吹く場合もありましょうが、カメは首をすくめながらも、歩みをとめずに前へ進んで行きますし、幼稚園の無料化というふうな風もどこからとなく吹いてきております。それが実現するかどうかは別としても、そういう風も背に受けながら、首をいっぱい伸ばして、その風を受けとめて、前へ進みたいと思っておりますし、ウサギは雨には弱いんですけど、カメは雨に強うございまして。雨にも負けず、風にも負けず、今、私たちができる最善のことを、この4月から実施していきたいと、こういうふうに考えております。

もう一つ、将来性のことですが、午前中の牛尾議員のご質問に町長のご答弁がございまして、その思いが伝えられたと思っておりますので、私どももその思いに寄り添って、進んで行きたいと思っております。

あと1週間もすれば4月になります。4月になりますと、新教育委員会制度がスタートします。この新制度の特色の一つに総合教育会議というのがございまして。これは、町長が座長となりまして、教育長と4人の教育委員、合計6名で福崎町の今後の教育行政について審議、議論をしていく会議でございまして。

この総合教育会議等でも、就学前支援、子育て支援のそういう話も出して、一生懸命議論して、また前向きに考えていきたいと、こういうふうに思っております。

小林 博議員 よくわかりましたと言いたいわけですが、ちょっと私はそういう、今のような答弁のような議論は苦手です。どうも禅問答のような話は苦手であります。言ったら言ったことで、即生で答えてもらったらよくわかるんですね。

町の自主性を発揮できるような制度になっているのかいないのかということを知りたいです。この保育料の基準について、この基準について。

教 育 長 国の決めた基準に5年かかってそこへ追いつくというふうな、これは町独自の考え方かと思っております。スタートからいきなり国の示している水準に従うのではなくて、少しでも子育て支援の支えになれるように、国の水準よりも低いところからスタートをして、5年間かけて、さっきのカメの話ではないんですけど、国の水準にたどり着きたいと、こういうふうに取り組んでいるのが、福崎町の特色かなと思っております。

教 育 長 教育長の言われるのは、国の水準、方針が絶対化されておるわけですが、そうじゃなしに、国が10段階に分けているやつを、3段階ぐらいにできないかというふうなことも含めての質問をしておるわけでありまして、自主性という

のはそういうことを言っておるわけです。ぜひ、改めてまた質問をし直したいと思っておりますので、その点を強調して、ぜひ根本から私の意見をいま一度考え直してほしいというふうに思っています。

最後に、駅前周辺整備についてでございます。

事業も2年目に入り、住民の皆さん方や各地域の関心も非常に高まってきております。人口2万人、高校、大学、工業団地等もあり、昼間人口が非常に多い福崎町であります。自然と文化、歴史にも、内外の注目が寄せられるようになったと、強く感じております。

そんな中で福崎駅の役割はますます重要になっていると思うのであります。多くの住民から、駅前周辺で買い物ができるようになるなど、周辺の活性化についての期待も多く寄せられております。

どんな駅前にするのか、目標と推進方について、この2年目の大型予算がついた段階で、そういうものを住民の前に示してほしいというふうに思います。よろしくお願いします。

技 監 平成27年度は都市施設用地としているエリアに仮交通広場を設け、事業期間中もその機能を維持することで、事業の円滑な推進に努めてまいりたいと考えています。

予定どおり事業が進められますことで、これまで明確にできなかった都市施設用地の利用計画についても、具体化をしていかなければならないと考えております。

用地取得を進めながら、駅前広場の整備効果をより高め、駅周辺地区をさらに活気づける都市施設用地の活用方法を検討し、できるだけ早くお示しすることで、町全体の機運を高めて、事業を邁進していきたいと考えています。

第5次総合計画の策定を受けて、平成25年度末に策定した都市再生整備計画に観光要素を追加し、計画をバージョンアップいたしました。

この町の皆様のご期待に沿えるよう、平成27年度は、この新しい計画をベースに駅周辺地区にお住まいの方々、それから、駅を利用される方々の利便性向上に重点を置き、都市施設用地の活用方法を含めた活性化方策の検討を進めていきたいと考えております。

小林 博議員 ぜひ、それが進められるような体制も含めてとって行ってほしいというふうに思います。前の委員会では、そうした体制づくりについても検討されておるようでありますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それにつけても、この段階でつくるのが地権者の関係の方々等にどんな影響をもたらすのかという思いもあるわけではありますが、絵として、ちょっとしたカラー刷りで、こういうものができるんですよというふうな、そんなイメージ図のようなものがあれば、もう少しわかりやすいのになと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

技 監 先ほども検討を進めるということでお話ししましたが、その中で絵がらがお見せできるようなものを作成して、できるだけ早くお示ししていきたいと考えております。

小林 博議員 国の予算との関係もあるわけでございますけれども、ぜひ目標どおり、平成30年という、そここのところに目標を設定しておいて、それを達成するというふうに進めて行ってほしいというふうに思います。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

議 長 以上で、小林博議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これもちまして終了いたします。

以上で、本会議 3 日目の日程は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

あすの本会議は議事の都合により休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、あす 26 日の本会議は休会とすることに決定し、3 月 27 日を本会議 4 日目といたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2 時 08 分